

I 人口・労働力・産業

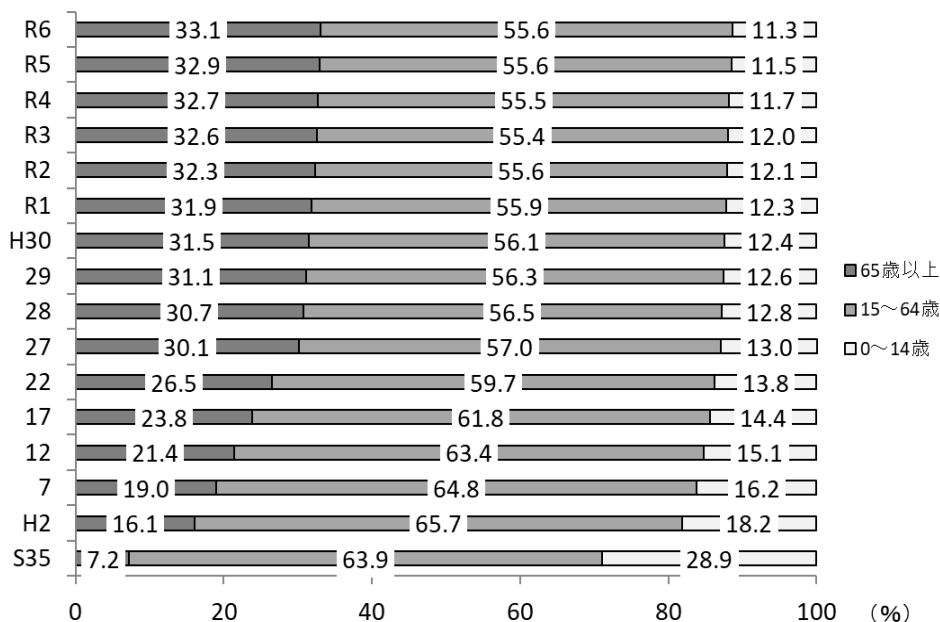
1 長野県の人口

令和6年10月1日現在の長野県の人口は、1,989,104人（男性974,100人、女性1,015,004人）となり、前年同期に比べて、16,170人減少した。

年齢3区分別人口割合をみると、15歳未満人口は11.3%（前年比0.2ポイント減少）、15～64歳人口は55.6%（前年同率）、65歳以上人口は33.1%（同0.2ポイント増加）となっている。

65歳以上人口は、昭和35年の7.2%から大きく増加しており、平成7年には65歳以上人口と15歳未満人口の割合が逆転した後、現在も高齢化は進んでいる。県内市町村別65歳以上人口割合の状況は、高い順に天龍村が61.7%、栄村が56.9%、根羽村が51.8%となっている。低い順では、南箕輪村が23.7%、川上村が26.0%、御代田町が28.3%となっている。

年齢3区分別人口割合の推移（長野県・昭和35年～令和6年）



資料：「長野県毎月人口異動調査」長野県総合政策課統計室

2 県内の労働力人口

総務省の「労働力調査」によると、全国の労働力人口（15 歳以上人口のうち就業者数と完全失業者数の合計）は、2023 年平均で 6,925 万人と、前年に比べ 23 万人の増加（2 年ぶりの増加）となった。

また、15～64 歳の労働力人口をみると 5,995 万人と、前年に比べ 20 万人の増加となった。男女別にみると、男性は 3,254 万人と 2 万人の減少、女性は 2,741 万人と 23 万人の増加となった。

県内の労働力人口は、2023 年平均（都道府県別結果モデル推計値）で 1,131 千人と、前年に比べ 2 千人の増加となった。

※ 労働力調査は、都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず、標本規模も小さいことなどにより、結果精度が十分に確保できないとみられることから、都道府県別結果の利用にあたっては注意が必要。

総務省統計局の「国勢調査」によると、令和 2 年 10 月 1 日現在の県内の人口は 2,048,011 人で、このうち男性は、1,000,389 人、女性は 1,047,622 人となり、前回の平成 27 年の調査に比べ、人口は 50,793 人（2.4%）、男性は 21,740 人（2.1%）、女性は 29,053 人（2.7%）の減少となっている。

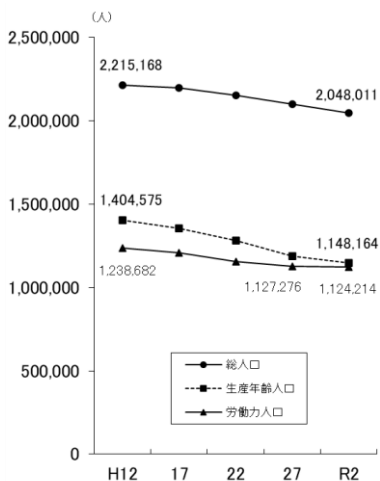
また、県内の生産年齢人口（15 歳から 64 歳）は 1,148,164 人で、前回の平成 27 年の調査に比べ、38,701 人（3.3%）の減少となっている。

県内の労働力人口は、1,124,214 人で平成 27 年の調査に比べ 3,062 人減少している。男女別にみると、男性が 619,144 人（55.1%）、女性が 505,070 人（44.9%）となっている。昭和 60 年から一貫して、労働力人口に占める女性の割合は 40%を超えており、平成 27 年に比べ 0.9 ポイントの増加と、昭和 60 年以降、最も高い割合となっている。

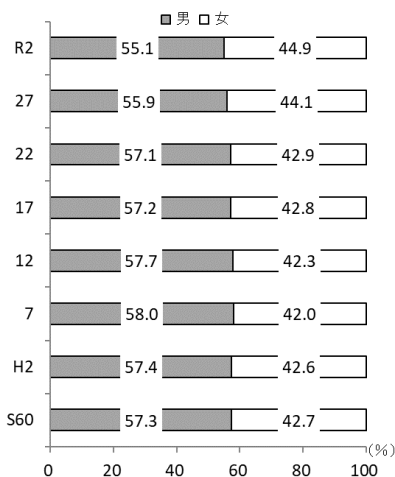
※ 国勢調査は令和 2 年調査より不詳補完値による修正を行っている。それに伴い平成 27 年調査も不詳補完値による遡及集計を行った。

年齢階級別にみると、多い順に、「45～54 歳」が 23.3%、「35～44 歳」が 18.9%、「55～64 歳」が 18.8%となっている。昭和 60 年に比べ、「15～24 歳」が 3.9 ポイント、「25～34 歳」が 4.5 ポイントの減少となっているのに対して、「55～64 歳」が 1.8 ポイント、「65 歳以上」は 9.8 ポイントの増加と、その構成比は変化してきている。

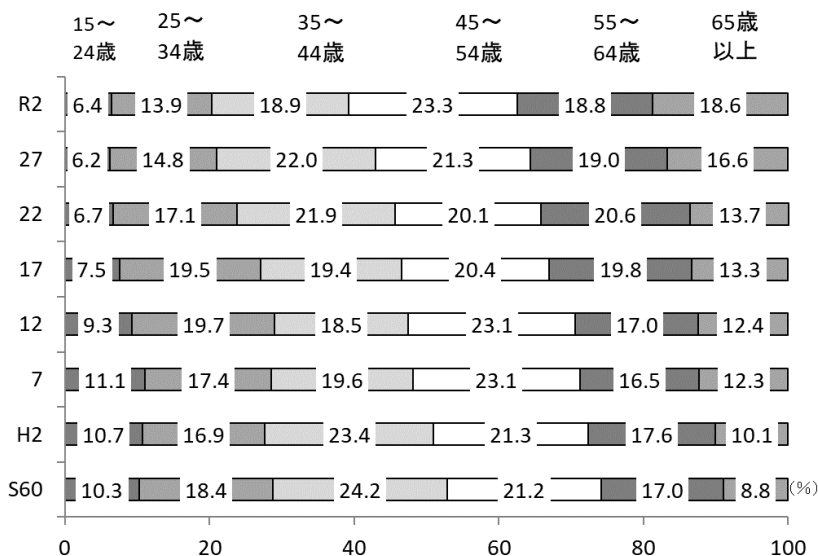
1) 人口と生産年齢人口の推移 (長野県・平成12年～令和2年)



2) 男女別労働力人口の構成比の推移(長野県・昭和60年～令和2年)



3) 年齢階級別労働力人口の構成比の推移(長野県・昭和60年～令和2年)



資料:「平成27年・令和2年国勢調査」総務省統計

3 産業別・職業別就業者

総務省の「令和2年国勢調査」によると、令和2年10月1日現在の県内の15歳以上就業者数は1,086,918人で、前回、平成27年の1,088,332人と比べて1,414人減少している。男性は595,509人、女性は491,409人で、前回の平成27年に比べ男性は9,955人減少、女性は8,541人増加している。

また、65歳以上の就業者数は204,641人(就業者数の18.8%)で、前回の平成27年に比べ2.2ポイント増加している。

就業者数の産業別割合をみると、高い順に「製造業」が230,967人(就業者数の21.2%)、「卸売業、小売業」が155,461人(同14.3%)、「医療、福祉」が148,322人(同13.6%)、「農業、林業」「漁業」が92,133人(同8.5%)、「建設業」が80,937人(同7.4%)となっている。特に「医療、福祉」は平成27年に比べると12,352人(1.2ポイント)の増加となっている。

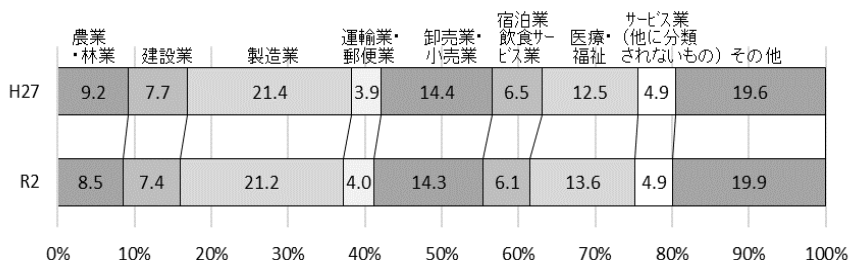
男女別・第1次～第3次産業別にみると、男性は第1次産業が9.0%、第2次産業が37.2%、第3次産業が53.8%となっている。女性は第1次産業が7.9%、第2次産業が18.4%、第3次産業が73.7%となっており、男女とも第3次産業従業者割合が最も高くなっている。

就業者数の職業別割合は、高い順に「事務従事者」が17.9%、「生産工程従事者」が17.5%、「専門的・技術的職業従事者」が16.3%となっている。

【用語の解説】

就業者 調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む）を伴う仕事を少しでもした人。

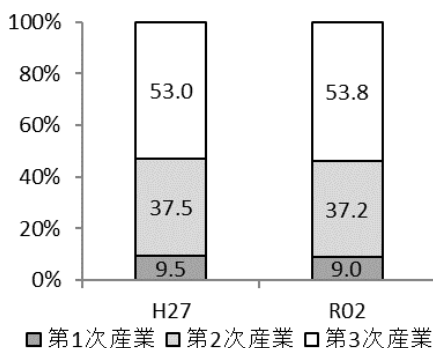
1) 産業別就業者の構成比の推移（長野県・平成 27、令和 2 年）



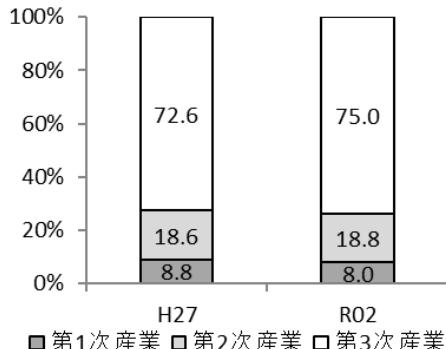
2) 男女別・第 1 次～第 3 次産業別就業者の構成比の推移

（長野県・平成 27 年、令和 2 年）

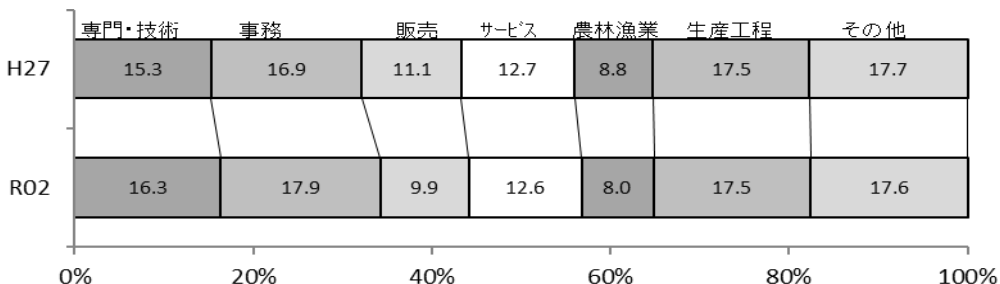
男性 595,509 人（令和 2 年）



女性 491,409 人（令和 2 年）



3) 職業別就業者の構成比の推移（長野県・平成 27 年、令和 2 年）



資料：「平成 27 年国勢調査」「令和 2 年国勢調査」総務省統計局

4 有業者、雇用者

総務省の「令和4年就業構造基本調査」によると、県内の有業者は1,105,400人で、そのうち雇用者は86.7%（956,000人）となっている。有業者数に占める雇用者数の割合を男女別にみると、男性は84.7%（508,300人）、女性は89.1%（447,700人）となっている。

役員を除いた雇用者（895,300人）を雇用形態別にみると、「正規の職員・従業員」が63.1%（564,800人）、「パート」が20.6%（184,200人）、「アルバイト」が5.7%（50,600人）などとなっている。男女別に雇用者に占める「正規の職員・従業員」の割合をみると、男性では79.2%、女性では45.7%であり、平成29年に比べ、その割合は男性で0.1%増加、女性では1.4%増加している。また女性は「パート」の比率が36.9%と男性の5.4%に比べてかなり高い。

有業者を年齢階級別の構成比でみると、「15～24歳」が6.2%（平成29年6.0%）、「25～34歳」が14.0%（同14.4%）、「35～44歳」が18.1%（同21.1%）、「45～54歳」が24.4%（同22.4%）、「55～64歳」が19.5%（同18.5%）、「65歳以上」が17.9%（同17.7%）となっている。

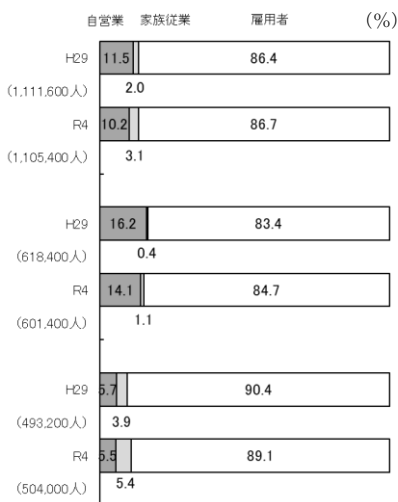
有業者を産業別にみると、製造業が21.6%（平成29年20.9%）、医療、福祉が14.4%（同12.2%）、卸売業、小売業が13.1%（同13.7%）などとなっている。男女別では、男性は製造業が26.5%、卸売業、小売業が11.7%、建設業が10.8%となっているのに対し、女性は医療、福祉が24.4%、製造業が15.7%、卸売業、小売業が14.9%となっている。

【用語の解説】

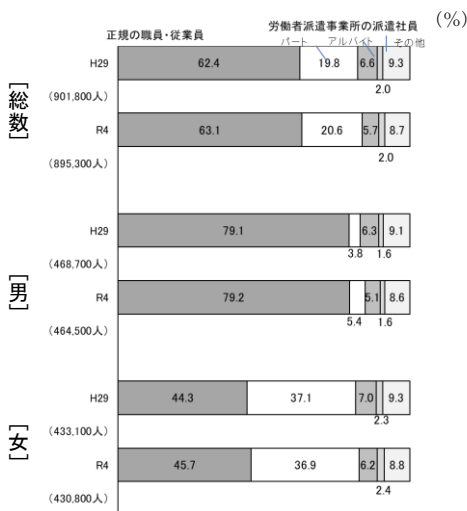
有業者 ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者

雇用者 会社員、団体職員、公務員、個人商店の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者

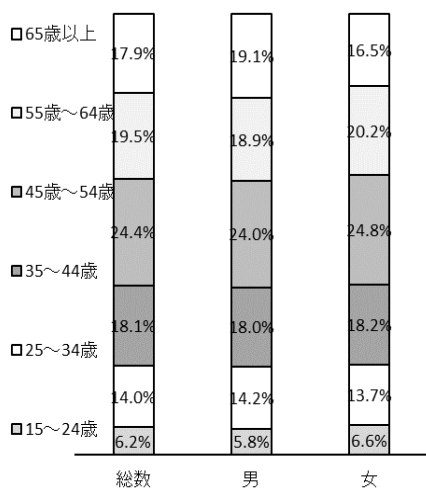
1) 従業上の地位別有業者の構成比
(長野県・令和4年、平成29年)



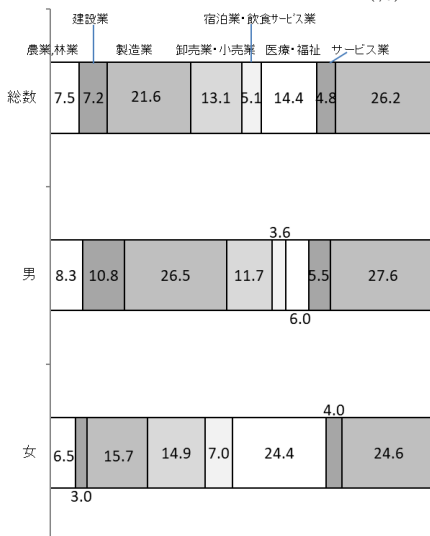
2) 雇用形態別雇用者の構成比
(長野県・令和4年、平成29年)



3) 年齢階級別有業者の構成比
(長野県・令和4年)



4) 産業別有業者の構成比
(長野県・令和4年)



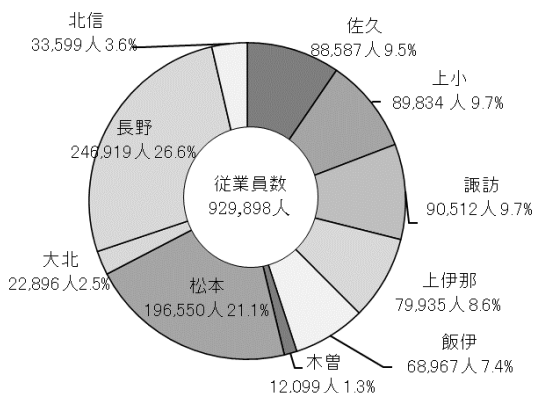
資料：「平成29年、令和4年就業構造基本調査」総務省統計局・長野県総合政策課統計室

5 県内地域別従業者

総務省の「令和3年経済センサス - 活動調査」によると、県内の民営事業所で働く従業者数は、929,898 人となっている。

従業者数を市町村別にみると、長野市が 184,932 人（県全体の 19.9%）と最も多く、次いで松本市が 121,650 人（同 13.1%）、上田市が 73,947 人（同 8.0%）、飯田市が 47,177 人（同 5.1%）、佐久市が 40,746 人（同 4.4%）となっており、上位 5 市で県全体の約 5 割を占めている。

1) 地域別従業者の構成比 （長野県・令和3年）



2) 従業者数の多い市町村 （長野県・令和3年）

順位	市町村	従業者数(人)
1	長野市	184,932
2	松本市	121,650
3	上田市	73,947
4	飯田市	47,177
5	佐久市	40,746
6	安曇野市	37,445
7	塩尻市	31,384
8	伊那市	28,481
9	諏訪市	26,142
10	茅野市	23,908

資料：「令和3年経済センサス - 活動調査(確報)」総務省統計局・長野県総合政策課統計室

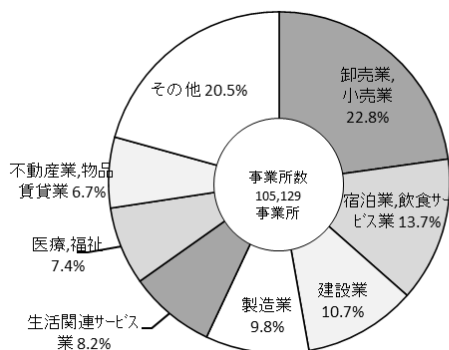
6 産業別事業所・従業者

総務省の「令和3年経済センサス-活動調査」によると、県内の民営事業所（事業内容等が不詳の事業所を含む）は105,129事業所となっている。

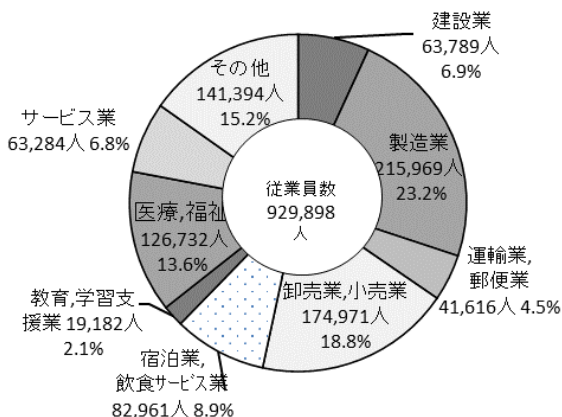
事業所数を産業別にみると、「卸売業、小売業」が22,746事業所で全産業の22.8%を占めて最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が13,597事業所で13.7%、「建設業」が10,675事業所で10.7%、「製造業」が9,766事業所で9.8%となっており、この4産業で全産業の57.0%を占めている。

従業者数を産業別にみると、「製造業」が215,969人で23.2%を占めて最も多く、次いで「卸売業、小売業」が174,971人で18.8%、「医療、福祉」が126,732人で13.6%、「宿泊業、飲食サービス業」が82,961人で8.9%となっており、この4産業で全産業の64.6%を占めている。

1) 産業別事業所の構成比
(長野県・令和3年)



2) 産業別従業者数の構成比
(長野県・令和3年)



資料：「令和3年経済センサス-活動調査(確報)」総務省統計局・長野県総合政策課統計室

Ⅱ 雇用情勢

1 完全失業率・完全失業者の状況

総務省の「令和5年労働力調査年報」によると、令和5年平均の完全失業率は全国が2.6%、長野県（試算値）が2.0%で、全国、長野県ともに前年と同率となった。

全国値を男女別にみると、男性は2.8%、女性は2.3%と、男性は前年と同率、女性は同比0.1ポイントの低下であった。また、完全失業率の男女差は0.5ポイントとなっている。

全国の完全失業者を求職理由別にみると、「非自発的な離職」は令和5年平均で43万人と前年に比べ3万人の減少、このうち「勤め先や事業の都合」により前職を離職した者は25万人で4万人の減少、「定年又は雇用契約の満了」により前職を離職した者は18万人と前年と同数であった。「自発的な離職」は75万人と3万人の増加であった。また、「新たに求職」のうち「収入を得る必要が生じたから」は25万人と1万人増加した。

総務省の「令和2年国勢調査」によると、県内の完全失業者は35,335人で、男女別では、男性が22,347人、女性が12,988人となっている。平成27年に比べ2,889人（男性2,729人、女性160人）の減少となり、平成2年以降では、平成22年をピークに減少に転じている。

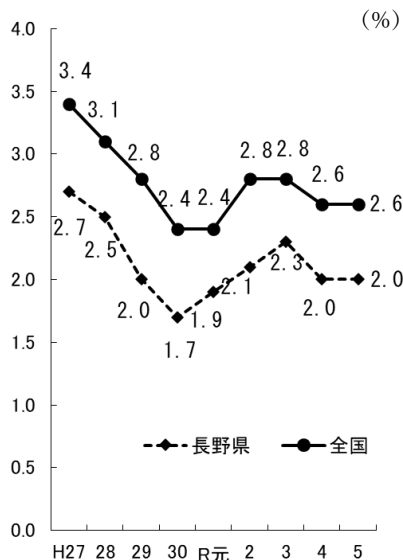
【用語の解説】

完全失業率 労働力人口に占める完全失業者の割合。

完全失業者 国勢調査では「調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者」としている。労働力調査でもほぼ同様。

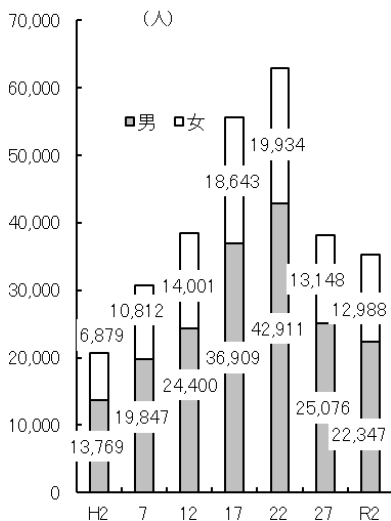
1) 完全失業率の推移

(全国・長野県・平成 27～令和 5 年)

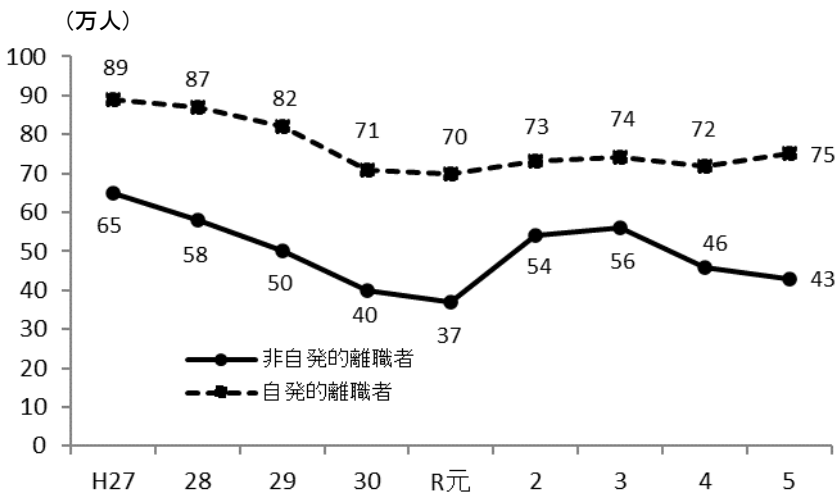


2) 完全失業者数の推移

(長野県・平成 2～令和 2 年)



3) 完全失業者の離職理由の推移 (全国・平成 27～令和 5 年)



資料：「平成 27 年国勢調査」, 「令和 2 年国勢調査」総務省統計局

資料：「令和 5 年労働力調査年報」総務省統計局

2 求人・求職の状況

長野労働局の「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」によると、令和5年度県内の月平均の月間有効求人数は45,855人（前年比4,079人減少）、月間有効求職者数は32,470人（前年比291人増加）となっており、月間有効求人倍率は1.41倍（前年度1.55倍）となっている。

令和5年度の県内の月間有効求職者（常用）の年齢階級別構成比をみると、29歳以下が18.0%（前年度19.2%）、30～39歳が17.8%（同18.4%）、40～49歳が19.8%（同20.1%）、50～59歳が20.7%（同19.8%）、60歳以上が23.8%（同22.3%）となっている。

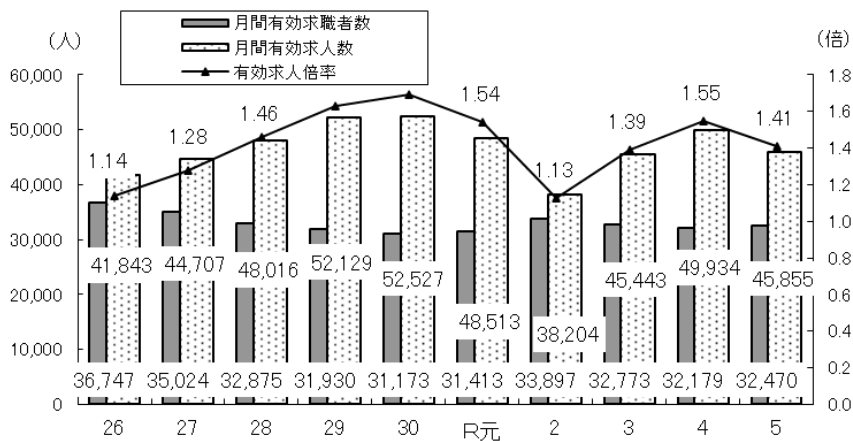
また、県内の月間有効求職者（常用）の年齢階級別構成比を男女別でみると、29歳以下で男性が17.3%、女性が18.5%、30～39歳で男性が15.4%、女性が19.8%、40～49歳で男性が17.2%、女性が22.0%、50～59歳で男性が19.8%、女性が21.4%、60歳以上で男性が30.3%、女性が18.3%となっている。

【用語の解説】

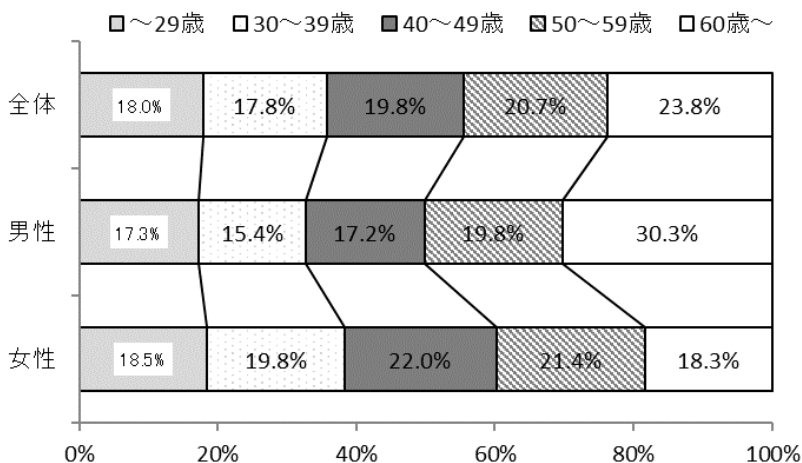
月間有効求人数 前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。）と当月の「新規求人数」の合計数をいう。

月間有効求職者数 前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。）と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。

1) 月間求人・求職状況の推移(パートタイマーを含む)
(長野県・平成26～令和5年度)



2) 年齢階級別月間有効求職者(常用)の構成比
(長野県・令和5年度)



資料：「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」厚生労働省

3 新規学卒者

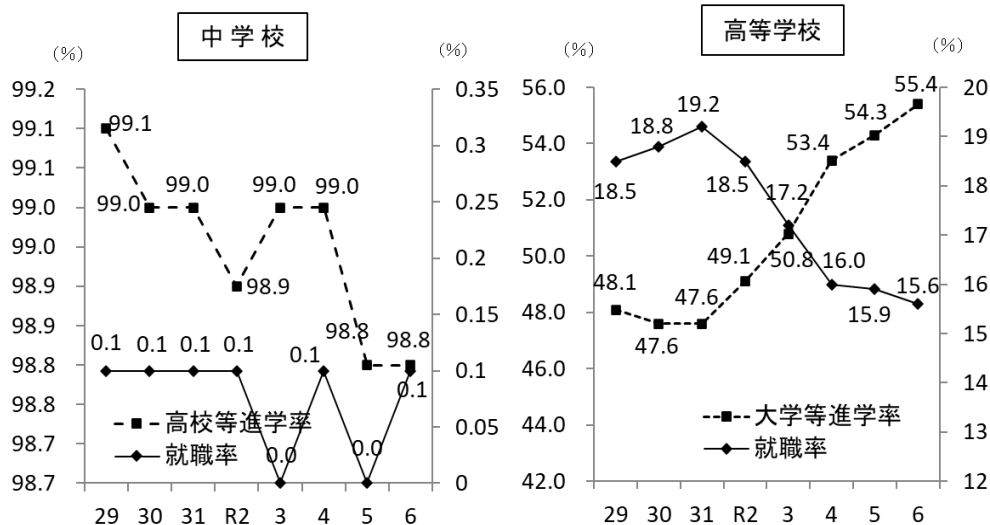
文部科学省の「学校基本調査」による令和6年3月新規学校卒業者の進路状況をみると、長野県の中学校卒業者は高等学校等進学率98.8%（前年98.8%）、就職率0.1%で、高等学校卒業者は大学等進学率55.4%（同54.3%）、就職率15.6%（同15.9%）となっている。

また、長野労働局発表の「令和6年3月新規高等学校卒業者の求人・求職・就職内定状況」により、新規高等学校卒業者の状況をみると、求人数7,931人（前年比492人増加）に対して求職者数が2,382人（同186人減少）、求人倍率は3.33倍（同0.43ポイント上昇）となっている。

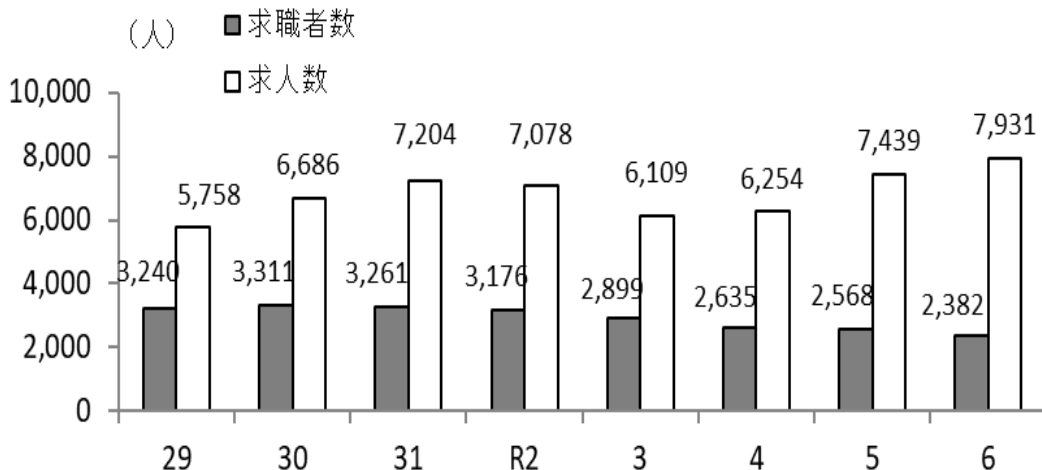
長野労働局の令和6年12月末現在の「令和7年3月新規高等学校卒業者の求人・求職・就職内定状況」では、新規高等学校卒業者の職業紹介状況をみると、就職内定率は前年を1.7ポイント下回る87.7%で、求人倍率は2.95倍となっている。また、「令和7年3月新規大学等卒業予定者の就職内定状況」では、就職内定率は85.7%で、前年同期を1.7ポイント上回っている。

厚生労働省及び文部科学省が共同で調査している、全国の「令和7年3月大学等卒業予定者の就職内定状況調査【年4回実施 10/1、12/1、2/1、4/1】（令和6年12月1日現在）」では、大学で84.3%（前年同期比1.7ポイント低下）、短期大学で65.2%（同1.5ポイント低下）となっている。

1) 新規学卒者の進学率及び就職率の推移（長野県・平成 29～令和 6 年）



2) 高等学校卒業生の求職・求人状況（長野県・平成 29 年 3 月～令和 6 年 3 月）



資料：「令和 6 年度学校基本調査」文部科学省、長野県総合政策課統計室
「新規高等学校卒業生の求人・求職・就職内定状況」長野労働局

4 高年齢者雇用

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」は、高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現を目的に、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付けている。

長野労働局の「令和5年長野県内の高年齢者の雇用状況」によると、従業員31人以上規模企業における常用労働者数(392,815人)のうち、60歳以上の常用労働者数は58,948人で15.0%を占めている。年齢階級別にみると、60歳～64歳が32,377人、65歳～69歳が15,946人、70歳以上が10,625人となっている。

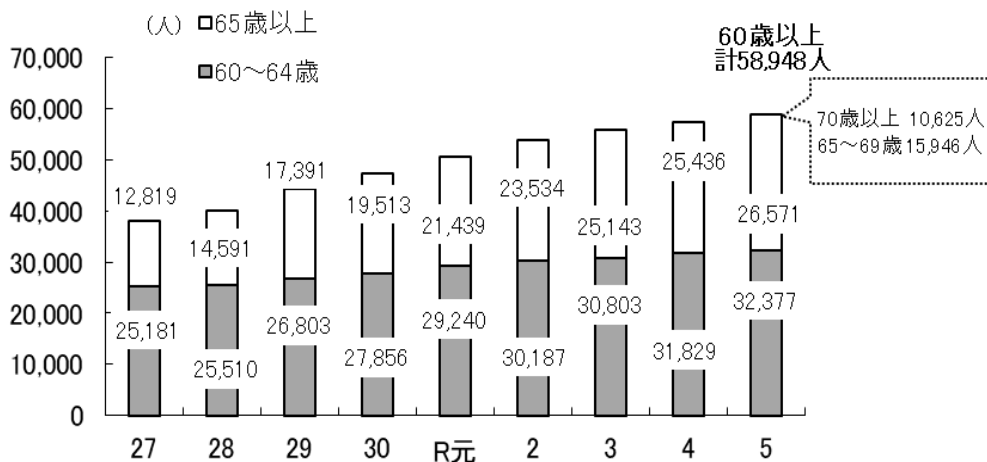
令和4年6月1日から令和5年5月31日の60歳定年企業における定年到達者5,377人のうち、継続雇用された者は4,647人(86.4%)、継続雇用を希望しない定年退職者は726人(13.5%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は4人(0.1%)となっている。

高年齢者雇用確保措置の実施済企業の割合は100%(2,898社)で内訳をみると、「定年制の廃止」が2.6%(74社)、「定年の引上げ」が24.3%(703社)、「継続雇用制度の導入」が73.2%(2,121社)となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高くなっている。

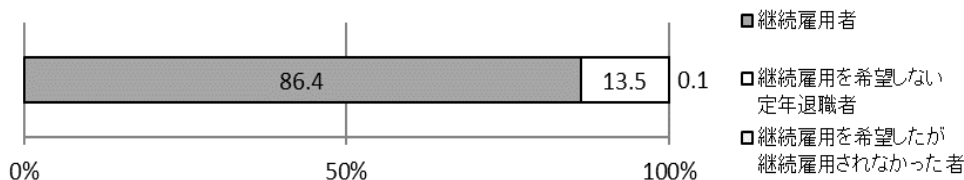
希望者全員が66歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は376社で、前年に比べ24社の増加となっており、割合は13.0%(前年比1.0ポイント上昇)となっている。

66歳以上で働くことができる企業の状況では、「66歳以上働ける制度のある企業」は49.7%(全国平均43.3%)、「70歳以上働ける制度のある企業」は48.4%(同41.6%)で全国平均値を上回っている。一方、定年制の状況は、定年制廃止企業および65歳以上定年企業は26.8%(前年値25.7%)と前年に比べ増加したものの、全国値(28.6%)を下回る状況となっている。

1) 60歳以上の常用労働者数の推移（長野県・平成27～令和5年）



2) 60歳定年企業における定年到達者の状況（長野県・令和5年）

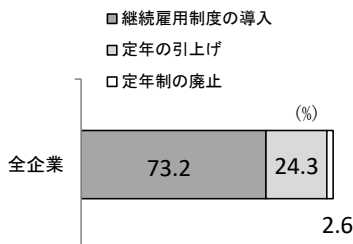


3) 高齢者雇用確保措置の実施状況（長野県・令和5年）

【雇用確保措置を実施している企業】

企業規模	(社、%)		
	①実施済	②未実施	①+②合計
31人～300人	2,681	0	2,681
	100.0%	0.0%	100.0%
301人以上	217	0	217
	100.0%	0.0%	100.0%
31人以上計	2,898	0	2,898
	100.0%	0.0%	100.0%

【雇用確保措置の内訳】



資料：「令和5年長野県の高年齢者の雇用状況」長野労働局

5 障がい者雇用

障がい者の職業の安定を図るため、民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用率に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないこととされている。

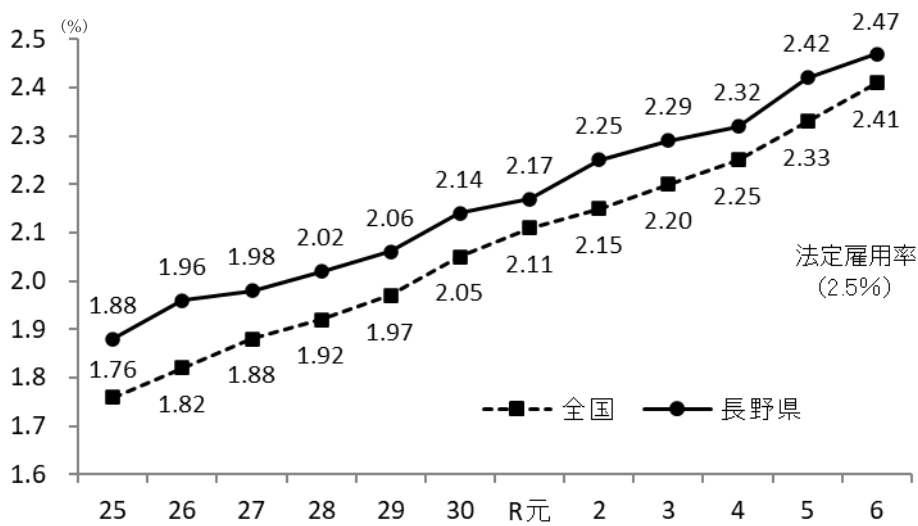
長野労働局の「令和6年長野県内の障害者雇用状況」によると、2.5%の法定雇用率が適用される一般の民間企業（40人以上規模）の実雇用率は過去最高の2.47%（全国29位）となり、全国平均（2.41%）を上回っている。

一般の民間企業に雇用されている障がい者の数は8,026.0人で、前年と比べ4.8%（364.0人）増加し、過去最高を更新した。

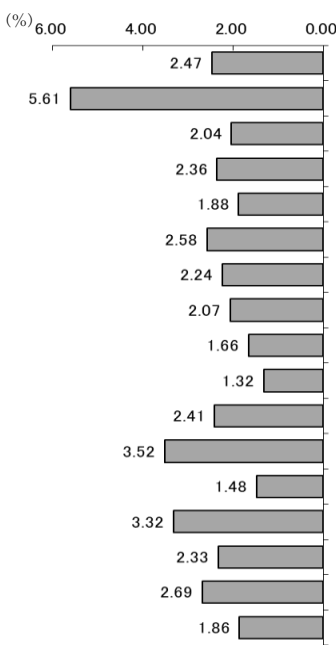
実雇用率を産業別にみると、高い順に「農林漁業」で5.61%、「生活関連サービス・娯楽業」3.52%、「医療・福祉」3.32%、「サービス業」2.69%、「運輸業・郵便業」2.58%の順で、これらの産業では法定雇用率を上回っている。

法定雇用率達成企業の全企業に占める割合をみると、全体では54.7%で、前年を7.6ポイント下回っている。産業別では、最も高い産業は「医療・福祉」で64.6%、次いで「運輸業・郵便業」62.2%で6割を超えている。一方、最も低かった産業は「金融・保険業」で15.0%となっている。

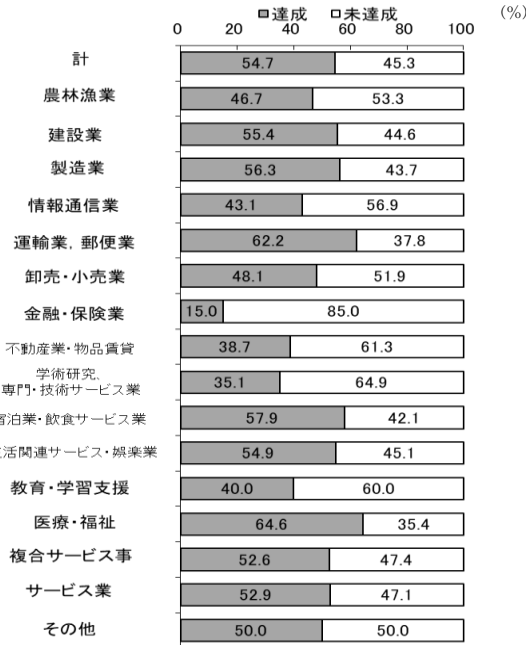
1) 障がい者実雇用率の推移（全国、長野県・平成 25～令和 6 年）



2) 産業別障がい者実雇用率（長野県・令和 6 年）



3) 産業別法定雇用率達成・未達成企業割合（長野県・令和 6 年）



資料：「令和 6 年長野県内の障害者雇用状況」長野労働局

6 非正規労働者

総務省の「令和5年労働力調査年報」によると、令和5年平均の雇用者（役員を除く。）は5,730万人で、前年より41万人増加した。このうち正規の職員・従業員は3,606万人で18万人の増加となっている。

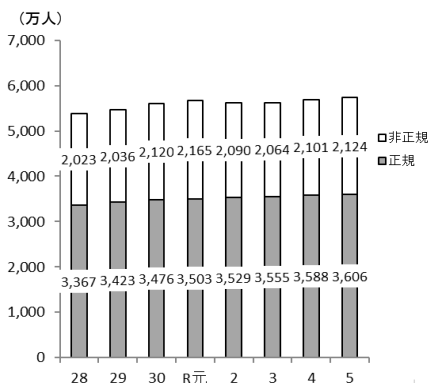
一方、非正規の職員・従業員は2,124万人と23万人の増加となった。男女別にみると、男性は683万人で、前年に比べ14万人の増加、女性は1,441万人で前年に比べ9万人の増加となっている。

非正規の職員・従業員を男女、年齢階級別にみると、男性は65歳以上が211万人（30.9%）と最も多く、前年比では5万人の増加、次いで55～64歳が140万人（20.5%）となっている。女性は45～54歳が368万人（25.5%）と最も多く、前年比では5万人の減少、次いで55～64歳が312万人（21.7%）となっている。

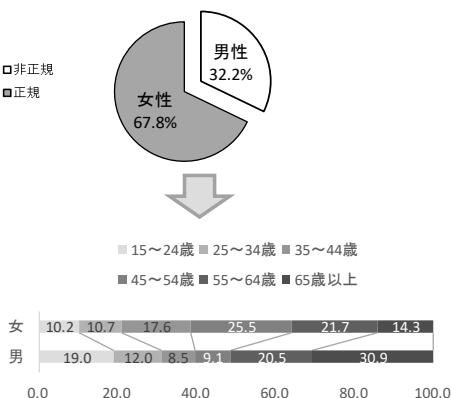
総務省の「令和4年就業構造基本調査」によると、全国の非正規の職員・従業員の割合は、36.9%（2,110万人）と前回（H29 38.2%）比べ1.3ポイント減少している。男女別にみると、男性は22.1%（664万2千人）で前回（H29 22.3%）と比べ0.2ポイント低下し、女性は53.2%（1,446万8千人）で前回（H29 56.6%）と比べ3.4ポイント低下している。

県内の非正規の職員・従業員の割合は、36.9%（330,500人）と前回（H29 37.6%）と比べ0.7ポイント低下している。男女別にみると、男性は20.8%（96,400人）で前回（H29 20.9%）と比べ0.1ポイント低下し、女性は54.3%（234,100人）で前回（H29 55.7%）と比べ1.4ポイント低下している。

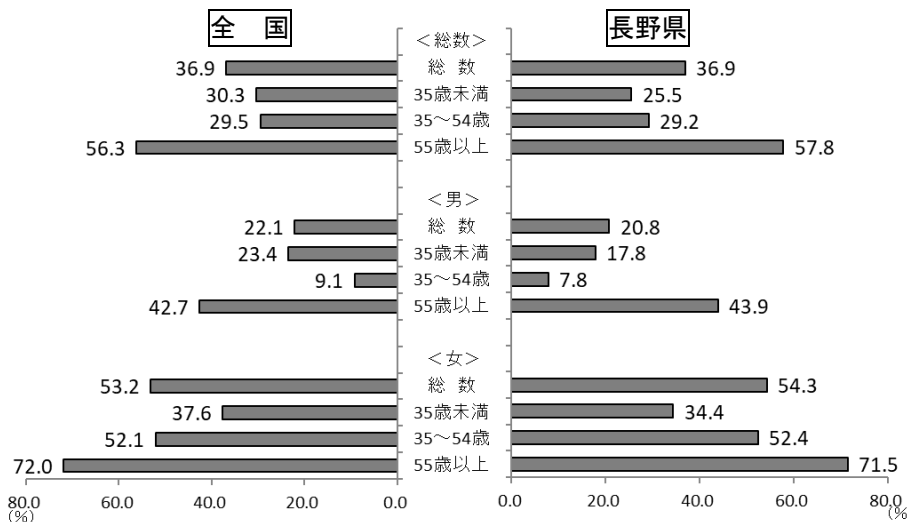
1) 雇用形態別雇用者数の推移 (全国・平成28～令和5年)



2) 男女、年齢階級別非正規の職員・従業員の内訳 (全国・令和5年)



3) 雇用者(役員を除く)のうち非正規の職員・従業員の割合 (全国、長野県・令和4年)



資料：「令和5年労働力調査年報」総務省統計局

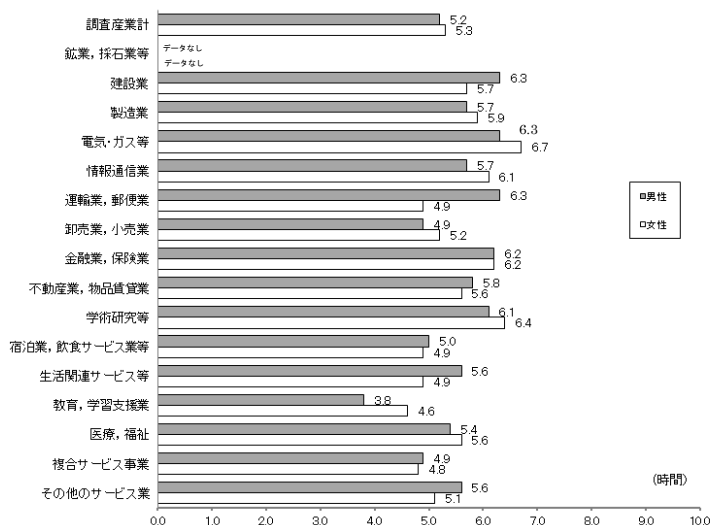
「令和4年就業構造基本調査」総務省統計局・長野県総合政策課統計室

7 短時間労働者

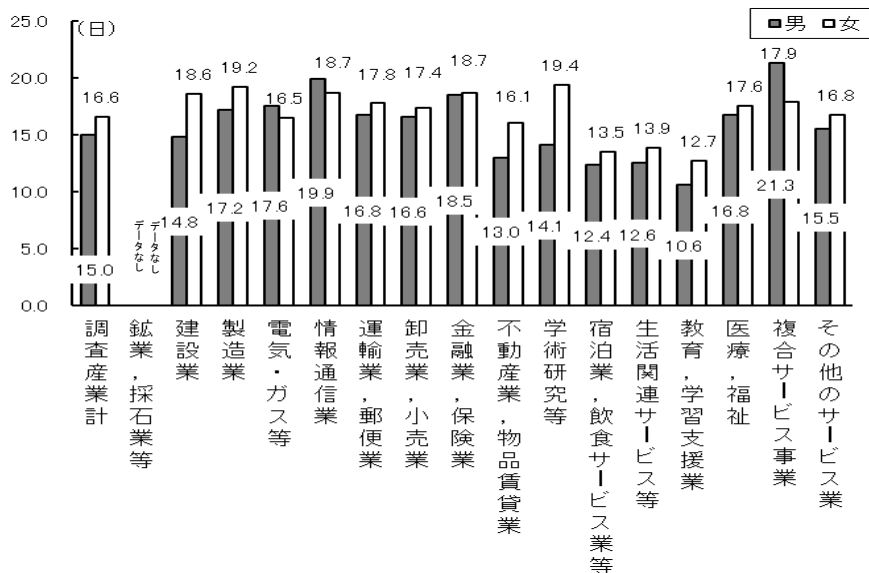
厚生労働省の「令和5年賃金構造基本統計調査」によると、短時間労働者の1日当たりの所定内実労働時間は、5.3時間、男女別では男性が5.2時間、女性が5.3時間となっている。産業別にみると、男性では多い順に「建設業」、「電気・ガス業等」、「運輸業、郵便業」が6.3時間、「金融業、保険業」が6.2時間となっている。女性では、「電気・ガス業等」が6.7時間、「学術研究、専門・技術サービス業」が6.4時間、「金融業、保険業」が6.2時間となっている。

また、短時間労働者の1時間あたりの賃金は、1,194円、男女別では男性が1,262円（前年比88円減少）で、女性が1,172円（同2円増加）となっている。1時間あたり所定内給与額を産業別にみると、男性が高い順に「教育、学習支援業」2,727円、「建設業」2,178円、「情報通信業」1,961円となっている。女性は「教育、学習支援業」1,792円、「情報通信業」1,680円、「電気・ガス業等」1,639円となっている。

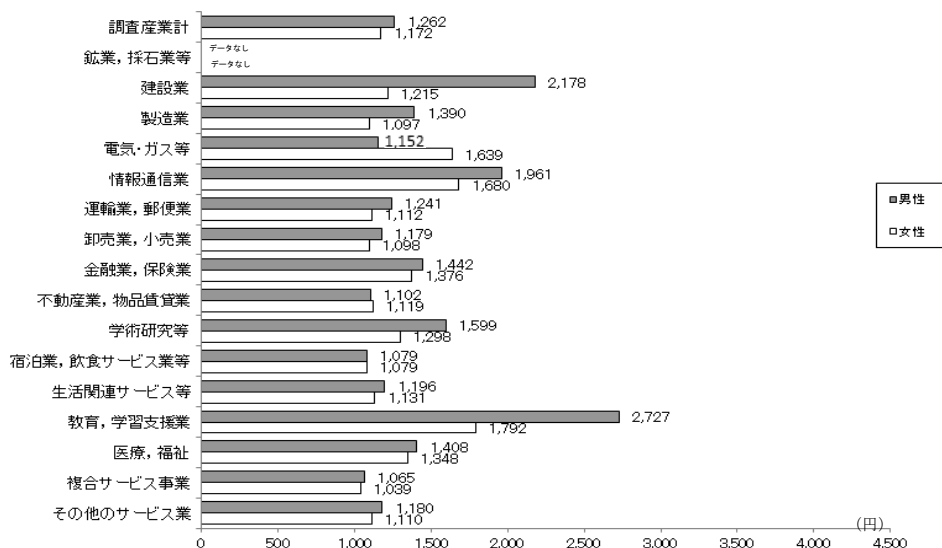
1) 短時間労働者の男女別、産業別1日当たり所定内実労働時間 (長野県・令和5年)



2) 短時間労働者の月間労働日数（長野県・令和5年）



3) 短時間労働者の産業別1時間当たりの賃金（長野県・令和5年）



資料：「令和5年賃金構造基本統計調査」厚生労働省

8 外国人労働者

長野労働局の「長野県における外国人雇用状況の届出状況（令和6年10月末現在）」によると、県内で外国人労働者を雇用している事業所数は4,992か所（前年同期比394か所、8.6%増加）で、外国人労働者数は27,834人（同2,941人、11.8%増加）となっている。

県内の外国人労働者を国籍別にみると、多い順にベトナムが6,745人で外国人労働者数全体の24.2%、フィリピンが4,222人で15.2%、中国（香港等を含む。）が3,975人で14.3%となっている。

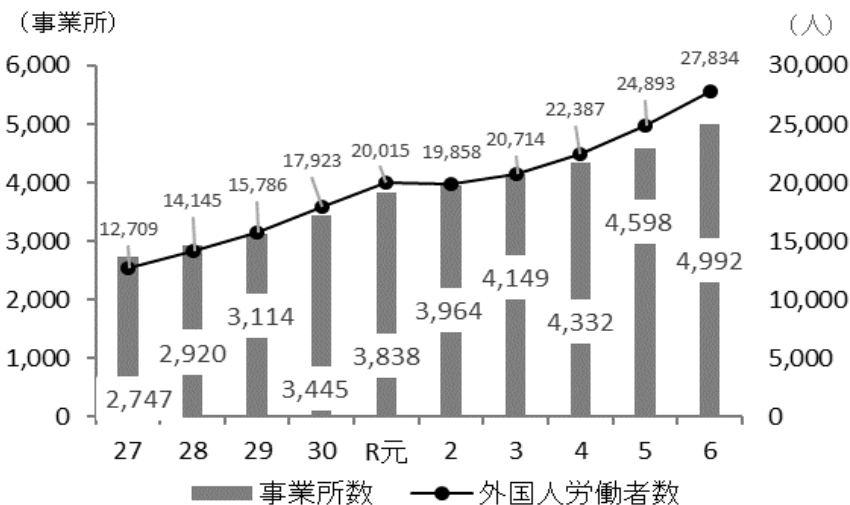
また、産業別では、「製造業」が12,352人で44.4%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が3,703人で13.3%、「農業、林業」が2,559人で9.2%、「宿泊業、飲食サービス業」が2,298人で8.3%、「卸売業、小売業」が1,785人で6.4%となっている。

事業所規模別に外国人労働者をみると「30人未満」規模の事業所が11,385人で40.9%と最も多く、次いで「100～499人」が6,842人で24.6%、「30～99人」が6,814人で24.5%、「500人以上」が2,730人で9.8%となっている。

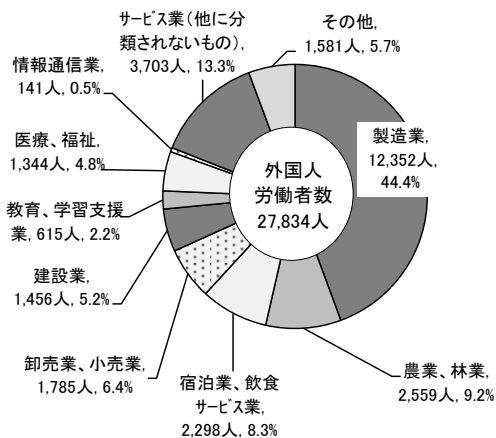
外国人雇用状況の届出制度

雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けている。

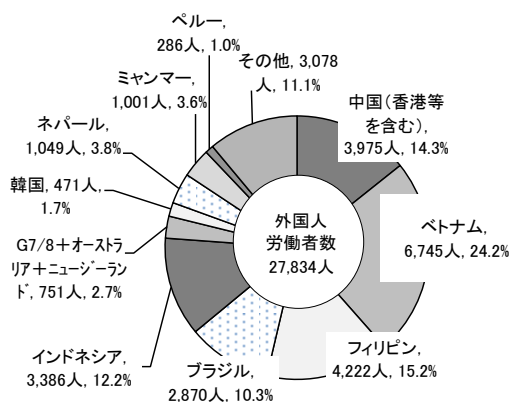
1) 外国人労働者を雇用している事業所数及び外国人労働者数の推移 (長野県・平成27～令和6年)



2) 国籍別外国人労働者数 (長野県・令和6年)



3) 産業別外国人労働者数 (長野県・令和6年)



資料：「長野県における外国人雇用状況の届出状況（令和6年10月末現在）」長野労働局

9 離職状況

厚生労働省の「新規学卒就職者の離職状況（令和3年3月卒業者の状況）」によると、全国の令和3年3月に卒業した新規学卒就職者の卒業後3年以内離職率は、大学卒 34.9%（前年比 2.6 ポイント上昇）、短大等卒 44.6%（同 2.0 ポイント上昇）、高校卒 38.4%（同 1.4 ポイント上昇）、中学卒 50.5%（同 2.4 ポイント低下）となっている。

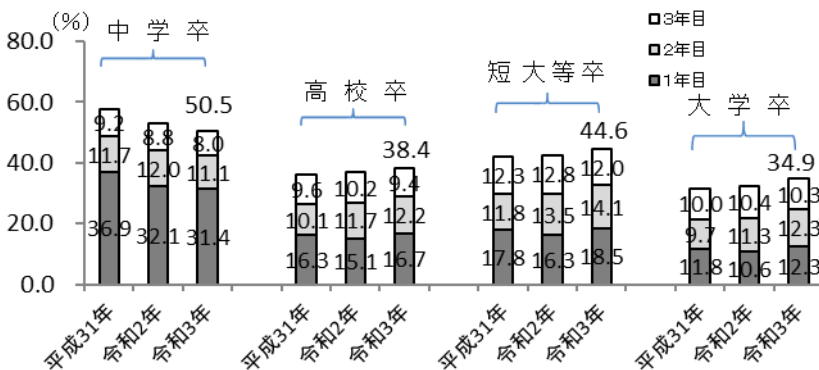
産業別にみると、離職率の高い産業は、高い順に、大学卒で「宿泊業・飲食サービス業」が 56.6%、「生活関連サービス業・娯楽業」が 53.7%、「教育・学習支援業」が 46.6%となっている。高校卒では、「宿泊業・飲食サービス業」が 65.1%、「生活関連サービス業・娯楽業」が 61.0%、「教育・学習支援業」が 53.1%となっている。

事業所規模別にみると、離職率の高い順に、「5 人未満」が大学卒 59.1%、高校卒 62.5%、「5～29 人」が大学卒 52.7%、高校卒 54.4%、「30～99 人」が大学卒 42.4%、高校卒 45.3%となっている。

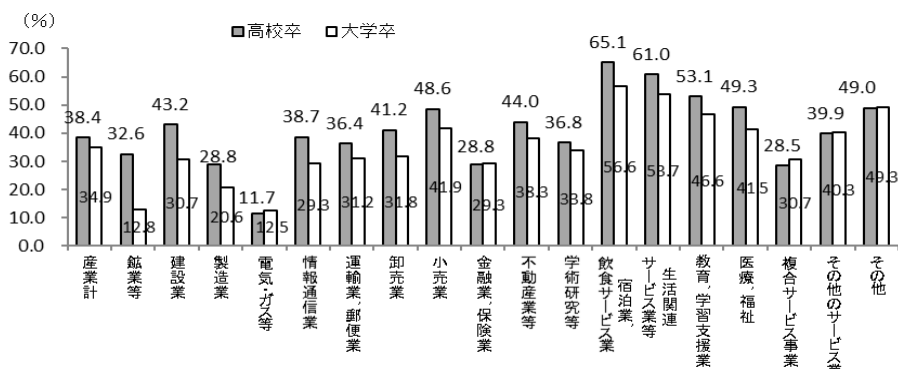
総務省が実施した令和4年「就業構造基本調査」によると長野県の15歳以上人口のうち平成29年10月～令和4年9月の5年間で、介護・看護のために前職を離職した者は8,300人で、うち男性は1,400人、女性は6,900人となっている。

全国の15歳以上人口のうち平成29年10月～令和4年9月の5年間で、介護・看護のために前職を離職した者は473,800人で、うち男性は119,600人、女性は354,200人となっている。

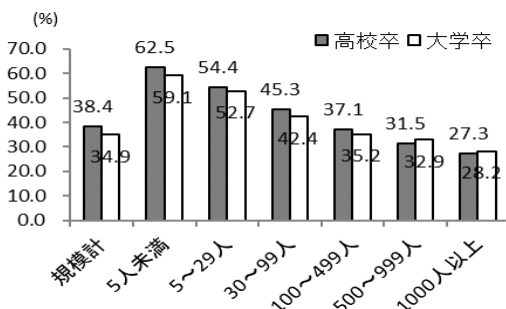
1) 新規学卒者の卒業後3年以内離職率(全国・平成31～令和3年3月卒業者)



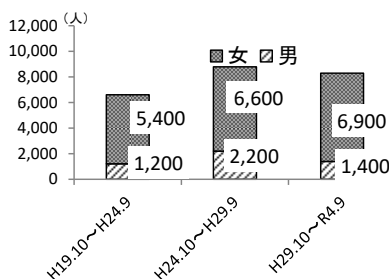
2) 新規学卒者の産業別離職率(全国・令和3年3月卒業者)



3) 新規学卒者の事業所規模別離職率(全国・令和3年3月卒業者)



4) 介護・看護のため前職離職者数の推移(長野県・15歳以上)



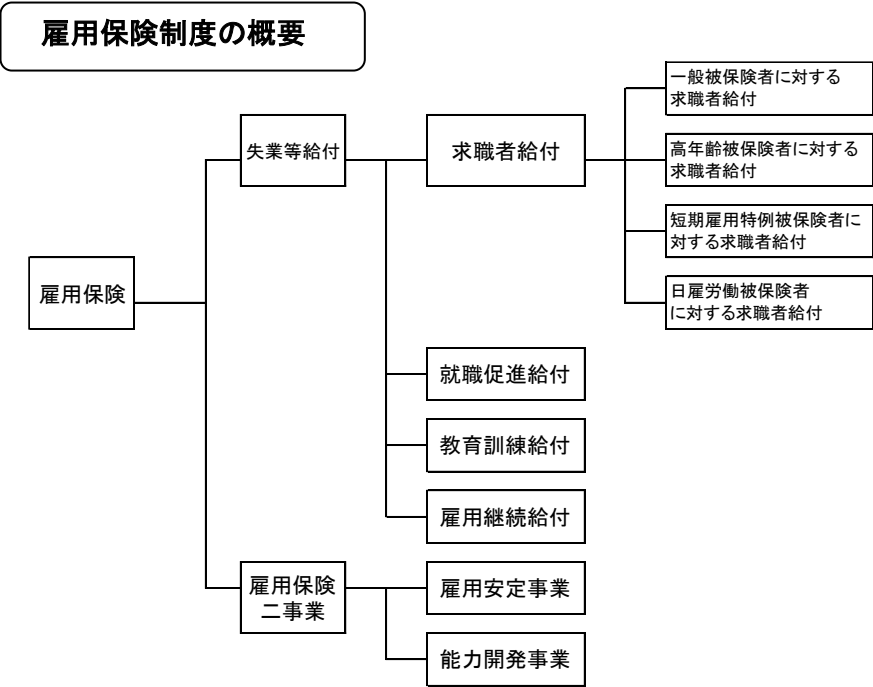
資料：「新規学卒就職者の離職状況（令和3年3月卒業者の状況）」厚生労働省「令和4年就業構造基本調査」総務省統計局・長野県総合政策課統計室

10 雇用保険

雇用保険は、労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するとともに、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進等を図るための事業を行っている。

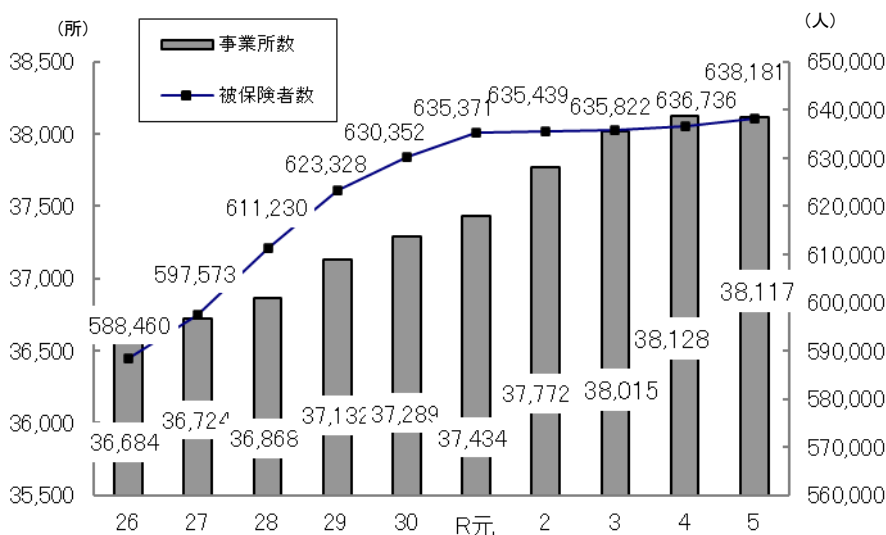
厚生労働省の「雇用保険事業年報」によると、令和5年度末の県内の雇用保険適用事業所数は38,117所（前年比 11所減少）で、被保険者数は638,181人（同1,445人増加）となっている。

令和5年度の県内の雇用保険受給の状況についてみると、受給資格決定件数は21,477件（前年比503件増加）となっている。



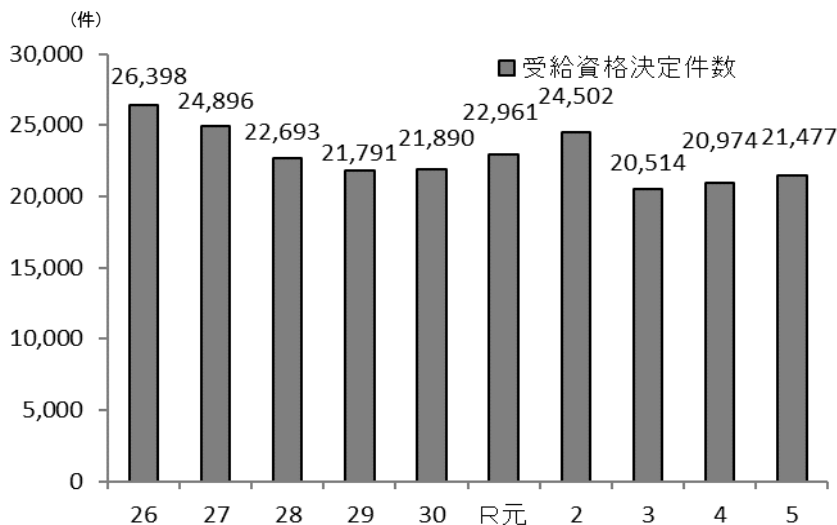
1) 雇用保険適用状況の推移

(長野県：平成26～令和5年度末)



2) 雇用保険受給状況

(長野県・平成26～令和5年度)



資料：「雇用保険事業年報」厚生労働省

Ⅲ 賃金・諸手当

1 県内勤労者の月間現金給与総額

「毎月勤労統計調査」によると、令和5年の5人以上規模事業所で働く常用労働者の一人平均月間現金給与総額は、長野県が306,742円（前年比*2.4%上昇）、全国が329,778円となっている。

県内の産業別月間現金給与総額（5人以上規模）をみると、金額の高い順に「電気・ガス・熱供給・水道業」が465,317円、「金融業、保険業」が462,727円、「学研究、専門・技術サービス業」が443,260円となっている。

金額の少ない順では、「宿泊業、飲食サービス業」で121,608円、「生活関連サービス業、娯楽業」で205,466円、「卸売業、小売業」で237,507円、となっている。

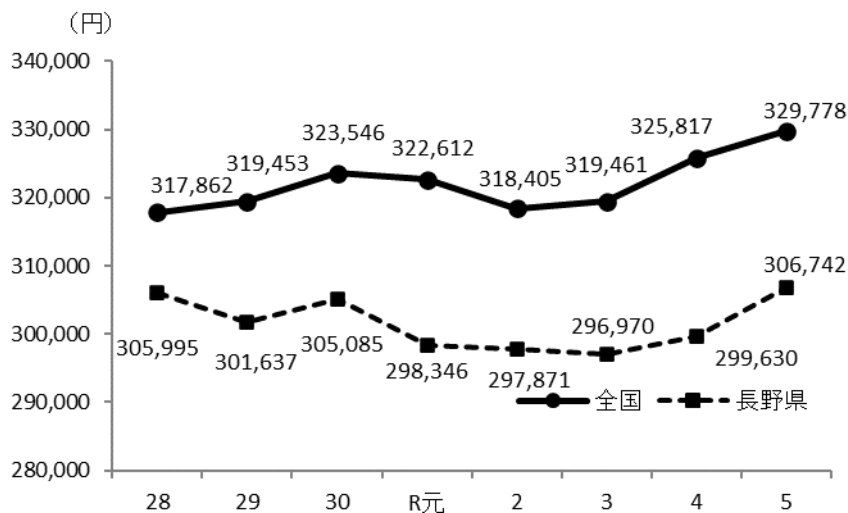
【用語の解説】

常用労働者 期間を定めずに又は1か月を超える期間を定めて雇用される者

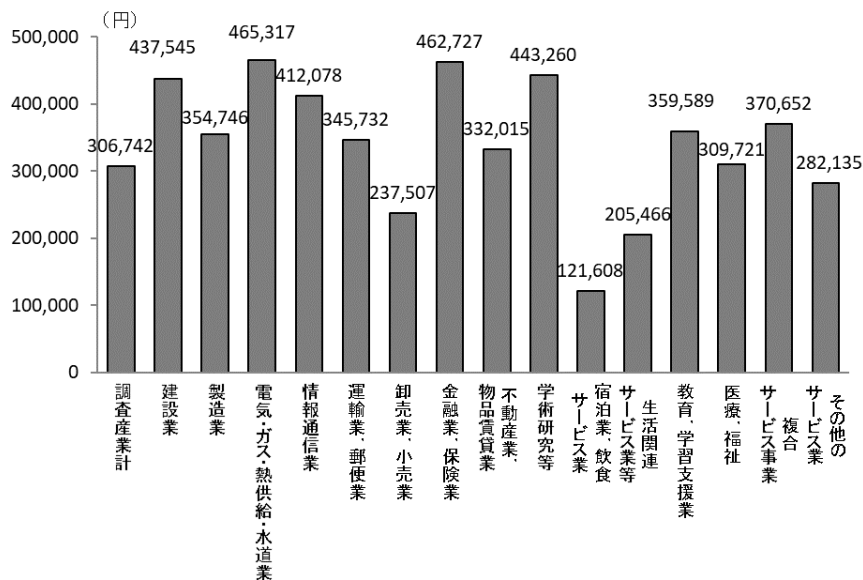
現金給与総額 賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず労働の対価として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料等を差し引く以前の金額

* 前年比は、令和2年平均値を基準とする指数比較により算出した対前年増減率であり、実数から計算したものと必ずしも一致しない。

1) 月間現金給与総額の推移 (全国、長野県・平成 28～令和 5 年、事業所規模 5 人以上)



2) 産業別月間現金給与総額 (長野県・令和 5 年、事業所規模 5 人以上)



資料：「毎月勤労統計調査地方調査」長野県情報政策課統計室
「毎月勤労統計調査」厚生労働省

2 県内小規模事業所（1人～4人規模）の現金給与額

「毎月勤労統計調査特別調査」によると、令和5年7月における一人平均きまって支給する現金給与額は、194,055円（全国203,956円）となっている。

男女別では、男性が257,683円、女性は147,008円となっている。

また、主な産業別にみると、「建設業」が261,365円、「製造業」が204,309円、「卸売業、小売業」が201,060円、「医療、福祉」が164,384円となっている。

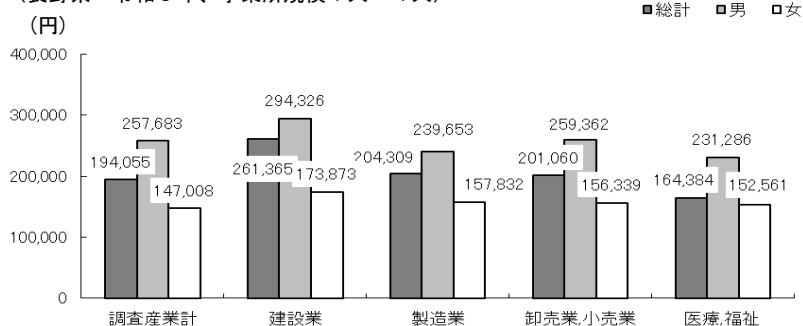
令和4年8月から令和5年7月までの1年間に、賞与など特別に支払われた現金給与額（勤続1年以上）についてみると、285,507円（全国261,317円）となっている。

主な産業別にみると、「建設業」が303,201円、「製造業」が286,418円、「卸売業、小売業」が264,884円、「医療、福祉」が265,109円となっている。

30人以上規模事業所の一人平均きまって支給する現金給与額を100とし、事業所規模間の格差をみると、1人～4人規模事業所は調査産業計で70.1となっている。主な産業別にみると、格差が最も大きいのは「医療、福祉」で56.2となっている。

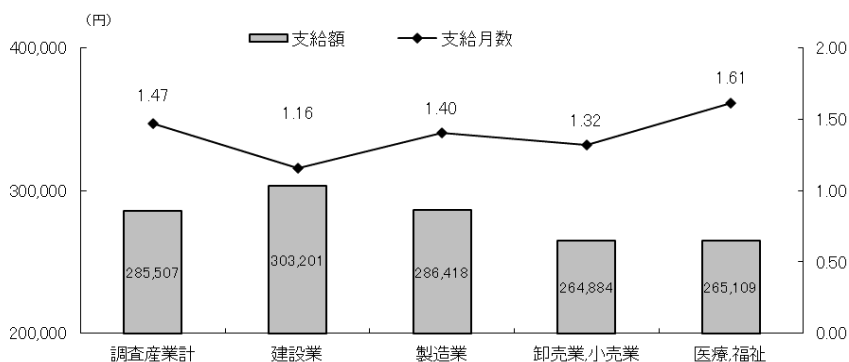
1) 主要産業別・性別一人平均きまって支給する現金給与額

(長野県・令和5年、事業所規模1人～4人)



2) 主要産業別一人平均特別に支払われた現金給与額

(長野県・令和5年、事業所規模1人～4人)



3) 主要産業別一人平均きまって支給する現金給与額の事業所規模間格差

(長野県・令和5年)

主 な 産 業	事 業 所 規 模		規 模 間 格 差 (30人以上＝100)
	1人～4人	30人以上	1人～4人
調 査 産 業 計	円 194,055	円 276,869	70.1
建 設 業	261,365	365,364	71.5
製 造 業	204,309	296,077	69.0
卸 売 業 , 小 売 業	201,060	201,753	99.7
医 療 , 福 祉	164,384	292,650	56.2

(注) 毎月勤労統計調査全国及び地方調査の令和5年7月分結果の「きまって支給する給与」である。

3 所定内賃金額

厚生労働省の「令和5年賃金構造基本統計調査」によると、県内10人以上規模民営事業所で働く一般労働者の、令和5年6月30日現在の所定内給与額は、男性が320,000円（前年比7,900円、2.5%増加）、女性が232,900円（同△2,700円、1.1%減少）となっている。

年齢階層別の所定内給与を見ると、賃金のピークは男性が55～59歳層で389,500円、女性は40～44歳層及び50～54歳層で252,900円となっている。

主な産業別の所定内給与額は、男性では「金融業、保険業」で410,900円、「医療福祉」で385,400円、「学術研究等」で372,100円となっている。

女性では「情報通信業」で279,100円、「医療、福祉」で272,000円、「学術研究等」で266,000円となっている。

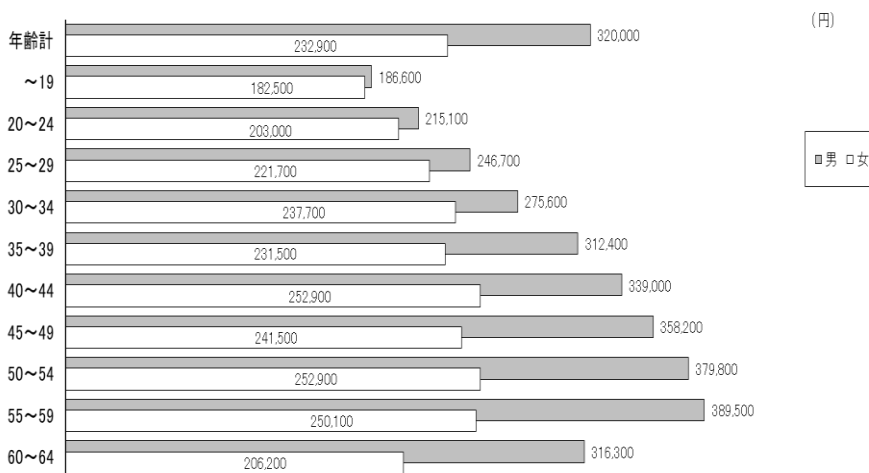
【用語の解説】

一般労働者 「短時間労働者」以外の者をいう。

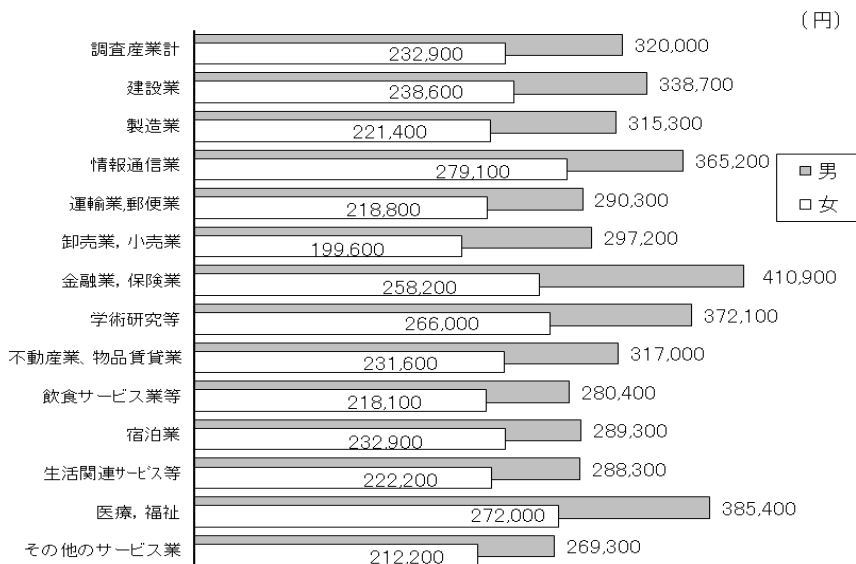
短時間労働者 同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

所定内給与額 労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

1) 男女別・年齢階層別所定内給与額（長野県・令和5年、事業所規模10人以上）



2) 男女別・産業別所定内給与額（長野県・令和5年、事業所規模10人以上）



資料：「令和5年賃金構造基本統計調査」厚生労働省

4 学卒者の初任給

厚生労働省の「令和5年賃金構造基本統計調査」によると、令和5年4月採用の新規学卒者の初任給は、男性の場合は大学院修士課程修了で257,400円（前年比2.8%増加）、大学卒で238,400円（同8.2%増加）、高専・短大卒で196,300円（同0.7%増加）、専門学校卒で205,700円（同5.1%増加）、高校卒で182,600円（同4.0%増加）となっている。女性の場合は大学院修士課程修了で279,500円（前年比該当なし）、大学卒で221,300円（同4.2%増加）、高専・短大卒で204,900円（同6.6%増加）、専門学校卒で180,600円（同10.9%減少）、高校卒で185,300円（同5.8%増加）となっている。

大学卒の初任給額を産業別にみると、金額の高い順に男性は「医療・福祉」で272,000円、「卸売業、小売業」で253,000円、「その他のサービス業」で250,000円、「製造業」で236,000円となっており、女性は「建設業」で235,000円、「生活関連サービス等」で232,000円、「学術研究等」で231,000円、「製造業」で228,000円となっている。

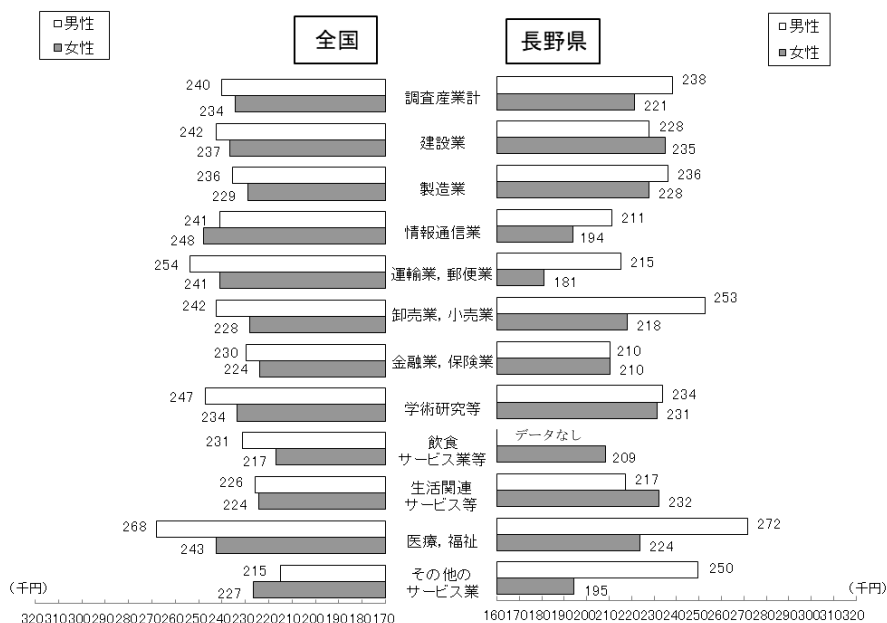
【用語の解説】

初任給 通常の所定労働時間、日数を勤務した新規学卒者の6月分所定内給与額（所定内労働時間に対して支払われる賃金であって、基本給のほか諸手当が含まれているが、超過労働給与額は含まれていない。）

1) 男女別・卒業区分別初任給（長野県・令和5年）

区 分		初任給額（円）	対前年増減率（％）
高校卒	男 性	182,600	4.0
	女 性	185,300	5.8
専門学校	男 性	205,700	5.1
	女 性	180,600	△ 10.9
高専・短大卒	男 性	196,300	0.7
	女 性	204,900	6.6
大学卒	男 性	238,400	8.2
	女 性	221,300	4.2
大学院 修士課程 修了	男 性	257,400	2.8
	女 性	279,500	－

2) 大学卒の産業別初任給額（全国、長野県・令和5年）



資料：「令和5年賃金構造基本統計調査」厚生労働省

5 春季賃上げ妥結状況

県労働雇用課が民間労働組合を対象に行った「令和6年春季賃上げ要求・妥結状況調査」によると、令和6年の賃上げ妥結額（定期昇給分含む）は9,989円（賃上率3.81%）で、前年より2,432円増加しており、平均妥結額、平均賃上率ともに前年を上回る結果となった。

主な産業をみると、賃上げ額の高い順では、「パルプ・紙」で13,333円（賃上げ率4.67%）、「輸送用機械器具」が13,247円（同4.87%）、「電子部品」が13,038円（同4.78%）となっている。一方、賃上げ額の低い順では、「印刷・同関連」が3,550円（賃上げ率1.63%）、「医療・福祉」が5,883円（同2.36%）、「運輸業」が7,027円（同3.30%）となっている。

妥結内容の詳細について、妥結内容の状況が分かる組合のうち、ベースアップを実施した組合は72.1%にあたる124組合で、割合にして前年同期を1.0ポイント上回った。

賃上げ妥結額の推移をみると、リーマンショック直後の平成21年に大きく減少したものの、その後は高水準を維持してきた。2019年以降、米中の貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症の影響等により2年連続で減少したが、令和6年は長引く物価高騰に対して大幅な賃上げを求める労使交渉が増加し、※平均妥結額は平成5年以来となる9,000円台となった。

※平成5年は加重平均、現在は単純平均による算出

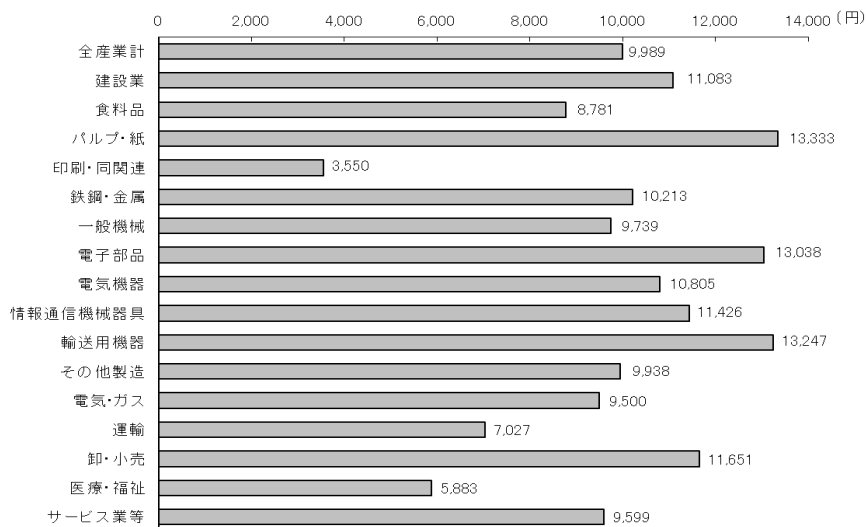
【用語の解説】

賃上げ妥結額 定期昇給及びベースアップ等による、1人当たりの月額所定内賃金の平均引き上げ額。

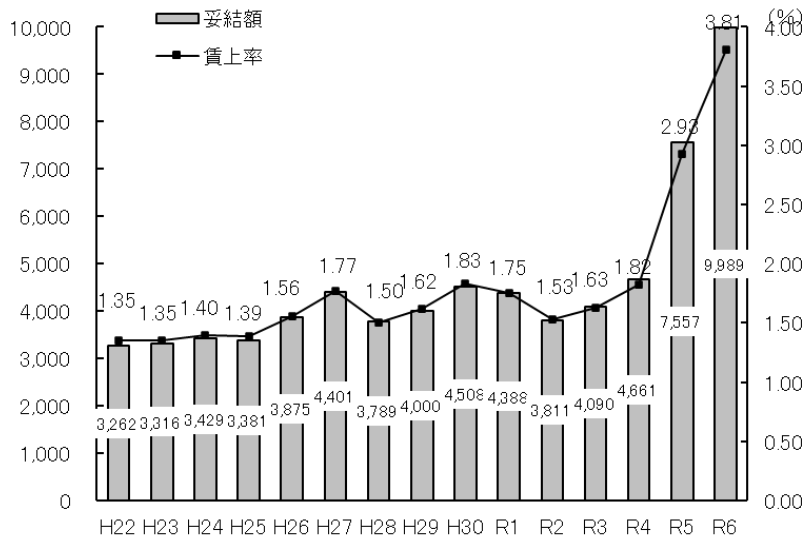
定期昇給 あらかじめ就業規則等で定められた制度に従って行われる昇給のこと。

ベースアップ 賃金表（学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などにより賃金がどのように定まっているかを表にしたもの）の改定により賃金水準を引き上げること。

1) 産業別春季賃上げの妥結額（長野県・令和6年）



2) 春季賃上げの妥結額及び賃上率の推移（長野県・平成22～令和6年）



資料：「春季賃上げ要求・妥結状況調査」長野県労働雇用課

6 夏季・年末一時金妥結状況

賃金には、毎月の定期給与のほかに臨時に支払われる給与として、一般的にボーナス、賞与、夏季・年末一時金、期末手当などと呼ばれているものがある。

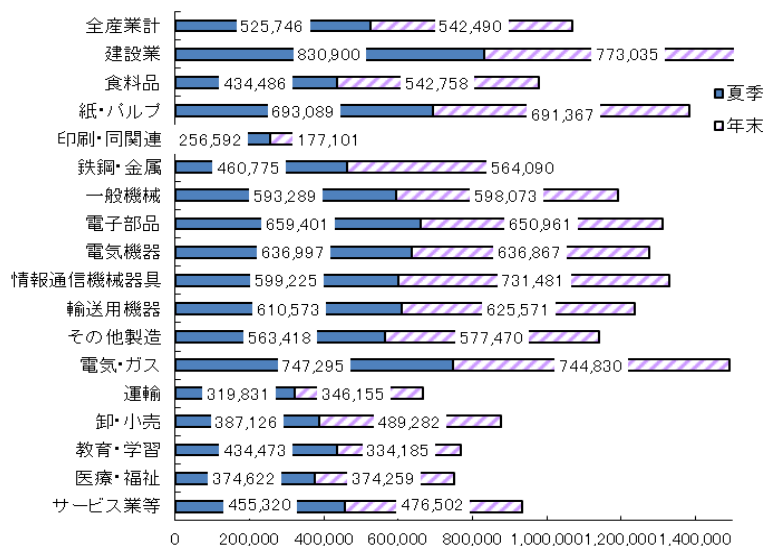
県労働雇用課による民間労働組合を対象とした調査によると、令和6年の県内の常用労働者の夏季一時金の妥結額は525,746円（1.98か月、前年比22,869円増加）、年末一時金の妥結額は542,490円（2.05か月、同24,799円増加）であった。年間では1,068,236円となり、前年を47,668円上回っている。

夏季一時金の産業別の妥結額をみると、多い順に「建設業」830,900円、「電気・ガス」747,295円、「パルプ・紙」693,089円となっている。

同じく産業別の年末一時金の妥結額は、「建設業」773,035円、「電気・ガス」744,830円、「情報通信機械器具」731,481円となっている。

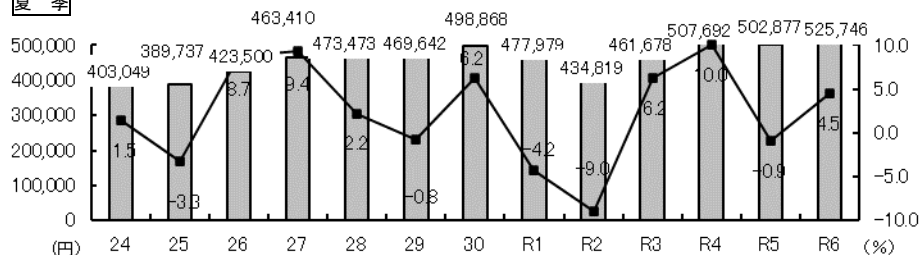
平均妥結額の前年比率をみると、夏季は4.5%上昇し、年末は4.8%上昇している。

2) 産業別夏季・年末一時金の妥結額（長野県・令和6年）

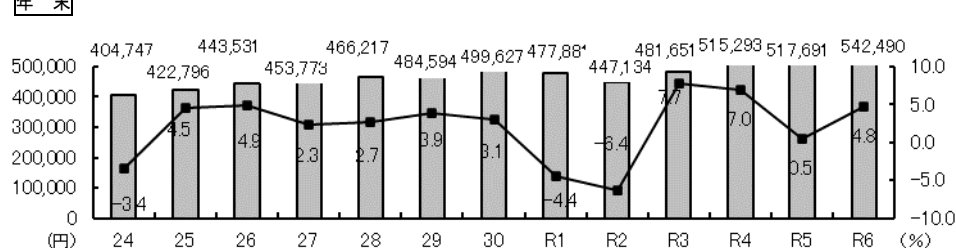


2) 夏季・年末一時金の妥結額及び前年比率の推移（長野県・平成24～令和6年）

夏季



年末



資料：「夏季・年末一時金要求妥結状況調査」長野県労働雇用課

7 最低賃金

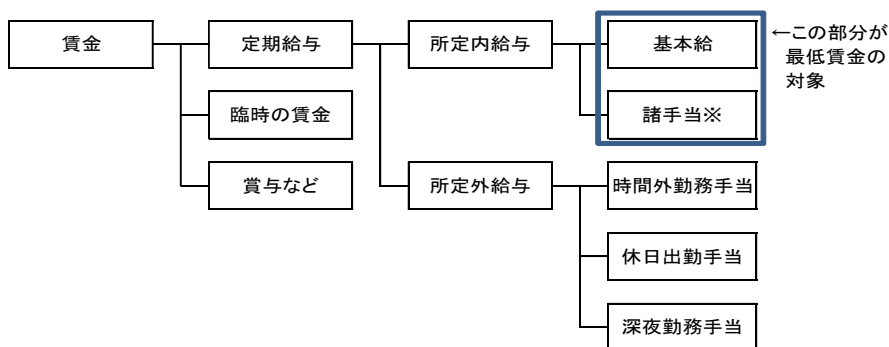
最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度である。

最低賃金には、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の2種類があり、決定にあたっては、毎年中央最低賃金審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら、①地域における労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払い能力を、地域の実情を踏まえながら総合的に勘案し、地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定される。

最低賃金は、原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど、雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用される。（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件としてのみ、個別に最低賃金減額の特例が認められている。）

また、最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金である。

【最低賃金の対象となる賃金の例】



※諸手当のうち、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は最低賃金の対象となりません。

＜地域別最低賃金＞

	時間額	効力発生日
長野県最低賃金	998 円 (948円)	R6.10.1 (R5.10.1)

＜特定(産業別)最低賃金＞

	時間額	効力発生日
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	1,032 円 (983円)	R7.1.1 (R5.12.24)
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,043 円 (994円)	R6.12.12 (R5.12.20)
各種商品小売業 (注)衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所であって、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない場合が該当します。(例：百貨店、デパート、衣食住にわたって小売する総合スーパー、ミニスーパー等)	998 円 (950円)	R6.10.1 (R5.12.31)
印刷、製版業	998 円 (948円)	R6.10.1 (R5.10.1)

資料：長野労働局

IV 退職金

1 退職金制度の規定の状況及び形態

令和5年に県労働雇用課が実施した「長野県雇用環境等実態調査」によると、県内の退職金制度の規定のある事業所の割合は72.2%で、令和2年実施の前回調査時と比べ2.9ポイント低下している。

規模別にみると、規模が大きいほど退職金制度の規定のある事業所の割合が高くなっており、300人以上規模では100%の事業所で退職金制度が定められている。

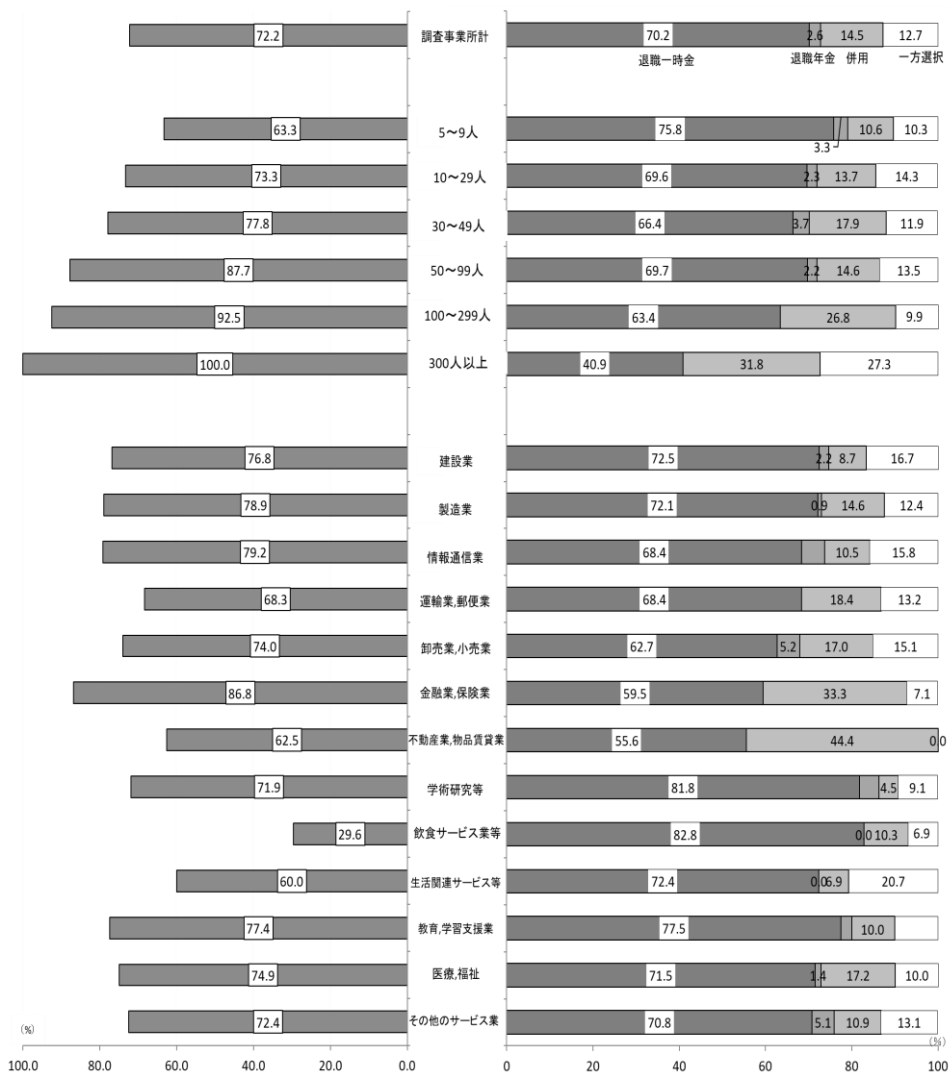
産業別にみると、退職金制度の規定のある事業所の割合は「金融業・保険業」で86.8%と最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」で29.6%と最も低くなっている。

退職金制度がある事業所の退職金支払い形態のうち、最も多いのは「退職一時金形態のみ」で、70.2%となっている。

これを規模別にみると、「退職一時金形態のみ」の占める割合は5～9人規模でもっとも高く75.8%、300人以上規模で最も低く40.9%となっている。一方、「一時金と年金の併用」の占める割合は5～9人規模で最も低く10.6%、300人以上規模で最も高く31.8%となっており、規模が大きくなるほど支払い形態に退職一時金のみを選択する事業所が減少し、一時金と年金の併用を選択する事業所が増加する傾向が見られる。

1) 退職金制度のある事業所 (長野県・令和5年)

2) 退職金制度の形態 (長野県・令和5年)



資料：「令和5年長野県雇用環境等実態調査」長野県労働雇用課

V 労働時間・休業制度

1 総実労働時間

「毎月勤労統計調査地方調査」によると、令和5年の県内の5人以上規模の事業所で働く常用労働者（パートタイム労働者を含む）の月間平均総実労働時間は140.3時間で、前年に比べ0.2時間増加した。そのうち所定外労働時間は10.1時間で、前年よりも0.2時間増加した。

産業別月平均総実労働時間をみると、「運輸業、郵便業」が171.3時間（前年比12.5時間増加）と最も長く、次いで「不動産業、物品賃貸業」が165.2時間（同41.8時間増加）、「建設業」が163.8時間（同6.3時間増加）となっている。そのうち、所定外労働時間をみると、「運輸業、郵便業」が26.5時間（同7.8時間増加）と最も長く、次いで「不動産業、物品賃貸業」が20.9時間（同11.4時間増加）、「教育、学習支援業」が18.0時間（同1.0時間増加）となっている。

また、県内の常用労働者の月平均総実労働時間を男女別にみると男性が155.9時間（前年比1.7時間増加）、女性が123.2時間（前年比0.9時間減少）となっている。

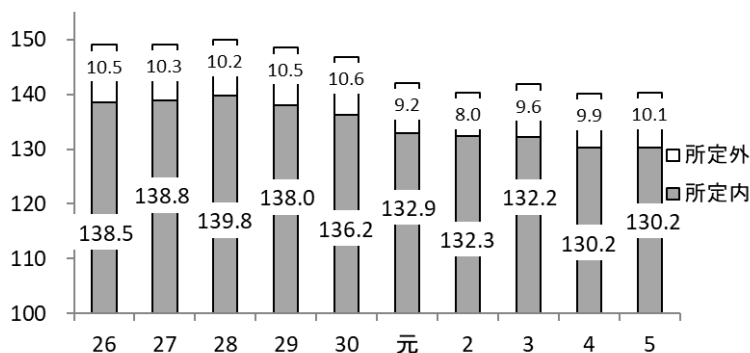
【用語の解説】

総実労働時間 所定内労働時間と所定外労働時間の合計。

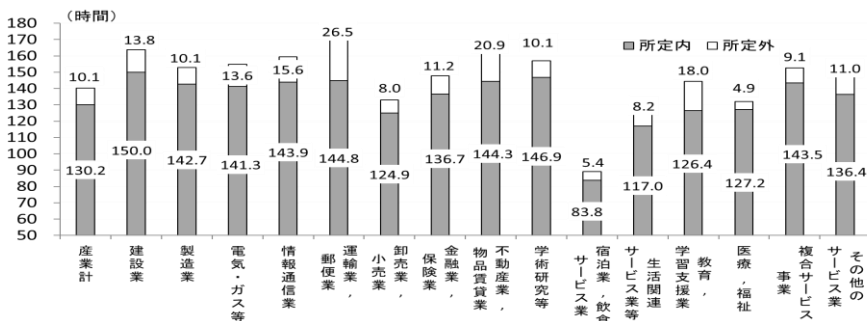
所定内労働時間 事業所の就業規則等で定められた始業時刻と終業時刻の間の休憩時間を除いた実際に労働した時間。

所定外労働時間 早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等による労働時間。

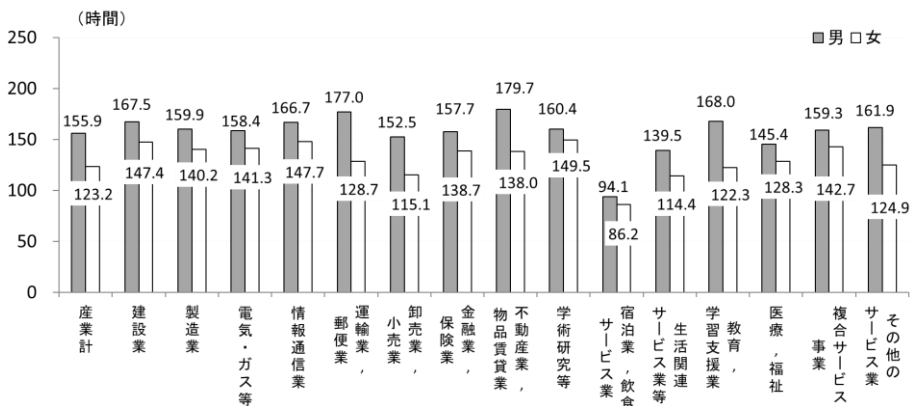
1) 月間平均総実労働時間の推移（長野県・平成 26～令和 5 年）



2) 産業別月間平均総実労働時間（長野県・令和 5 年）



3) 産業別及び男女別月間平均総実労働時間（長野県・令和 5 年）



資料：「令和 5 年毎月勤労統計調査地方調査」長野県総合政策課統計室

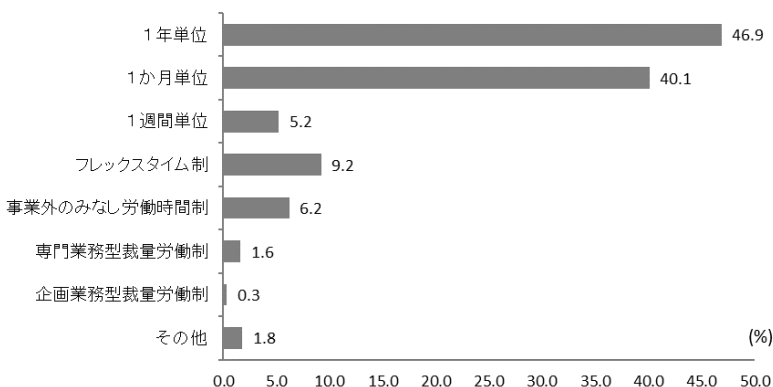
2 変形労働時間制

県労働雇用課が令和5年に実施した「長野県雇用環境等実態調査」によると、何らかの変形労働時間制を採用している事業所は全体の50.5%となっており、その内訳をみると「1年単位」が46.9%と最も高く、次いで「1か月単位」が40.1%となっている。産業別では、「フレックスタイム制」は「情報通信業」、「1か月単位」は「医療、福祉」、「1年単位」は「建設業」が採用している割合が高くなっている。

【用語の解説】

変形労働時間制 繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、閑散期の所定労働時間を短くするといったように、業務の繁閑や特殊性に応じて、労使が工夫しながら労働時間の配分などを行い、これによって全体として労働時間を短縮を図ろうとするもの。

変形労働時間制の採用状況（複数回答）（長野県・令和5年）



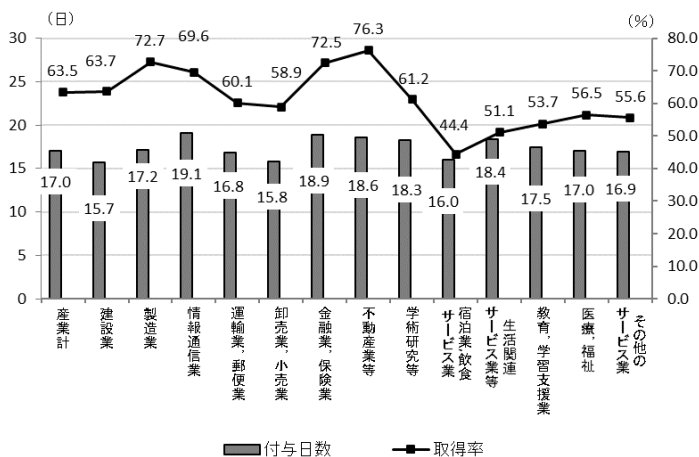
資料：「令和5年長野県雇用環境等実態調査」長野県労働雇用課

3 年次有給休暇

県労働雇用課の「令和6年長野県雇用環境等実態調査」によると、令和5年（又は令和5年度）の1年間に、事業所が付与した正社員の年次有給休暇日数（繰越日数を除く。）は、労働者1人平均17.0日（前回、令和5年調査15.7日）で、平均取得率は63.5%（同61.1%）となっている。産業別の平均付与日数をみると、「情報通信業」が19.1日と最も多く、次いで「金融業、保険業」が18.9日、「不動産業、物品賃貸業」が18.6日となっている。平均取得率では、「不動産業、物品賃貸業」が76.3%と最も高く、次いで「製造業」72.7%、「金融業、保険業」72.5%となっている。

また、正社員以外の付与状況は、労働者1人平均11.9日（同12.8日）で、平均取得率は63.9%（同66.4%）。産業別の平均付与日数をみると、「金融業、保険業」が17.7日と最も多く、次いで「製造業」が14.4日、「建設業」が14.2日となっている。平均取得率では、「不動産業、物品賃貸業」が85.7%と最も高く、次いで「製造業」81.9%、「学術研究、専門・技術サービス業」76.6%となっている。

正社員の年次有給休暇取得状況（長野県・令和6年）



資料：「令和6年長野県雇用環境等実態調査」長野県労働雇用課

4 育児休業制度・介護休業制度

(1) 育児休業制度

厚生労働省の「令和5年度雇用均等基本調査」によると、全国の令和3年10月1日から令和4年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、令和5年10月1日までに育児休業を開始した者の割合は87.6%で、前年度に比べ0.9ポイント上昇した。また、同期間に配偶者が出産した男性のうち、同期間までに育児休業を開始した者の割合は37.9%で、前年度に比べ13.7ポイントの上昇となっている。

育児のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況を見ると、多い順に「短時間勤務制度」が61.0%、「所定外労働の制限」が55.4%、「始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ」が36.8%となっている。

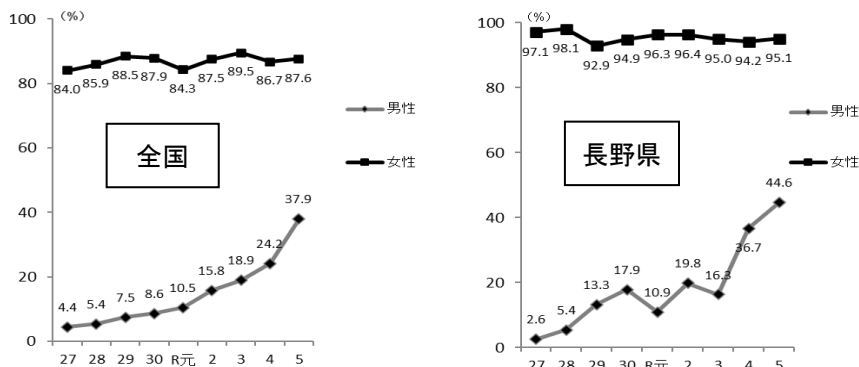
県の「令和6年長野県雇用環境等実態調査」によると、県内の令和5年度中に出産した女性の育児休業取得率は95.1%、配偶者が出産した男性の育児休業取得率は44.6%となっている。

(2) 介護休業（休暇）制度

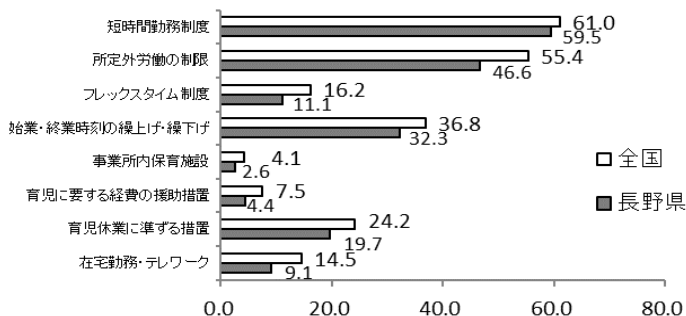
総務省の「令和4年就業構造基本調査」によると、令和4年10月1日現在で、介護をしている有業者に占める介護休業制度の利用者の割合は、全国10.3%、長野県10.0%であり、男女別にみると、女性は全国10.0%、長野県11.5%、男性は全国10.6%、長野県8.2%となっている。

また、厚生労働省の「令和4年度雇用均等基本調査」によると、介護休暇制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模5人以上では72.8%（令和元年度74.0%）、事業所規模30人以上では90.0%（同89.0%）となっており、前回調査に比べ5人以上規模で1.2ポイント低下、30人以上で1.0ポイント上昇した。

1) 育児休業取得率の推移（平成27～令和5年度）



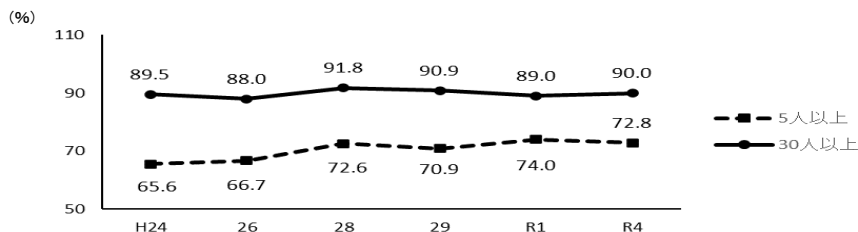
2) 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況（複数回答）



3) 介護休業取得率（全国、長野県・令和4年度）

	計	女性	男性
全国	10.3	10.0	10.6
長野県	10.0	11.5	8.2

4) 介護休暇制度の規定あり事業所割合の推移（全国・平成24～令和4年度）



資料：「雇用均等基本調査」厚生労働省
「令和4年就業構造基本調査」総務省統計局
「令和6年長野県雇用環境等実態調査」長野県労働雇用課

VI 労働災害・安全衛生

1 県内の労働災害

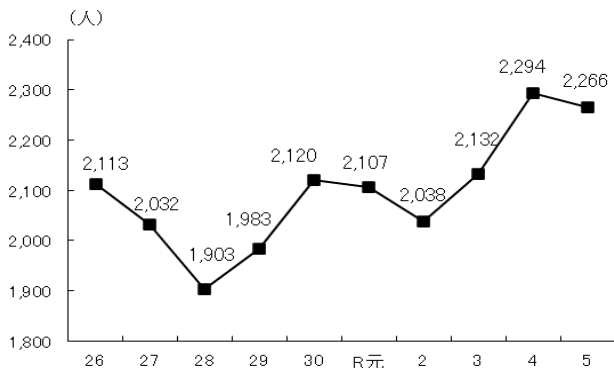
長野労働局の発表によると、令和5年（令和6年1月末とりまとめ）の県内の労働災害による死傷者数（死亡及び休業4日以上）は2,266人（前年比28人減少）、死亡者13人（同8人減少）となっている。

産業別に労働災害発生状況をみると、製造業が527人（同111人減少）、建設業が278人（同18人減少）、運輸業が240人（同5人増加）、農業・畜産業・水産業が48人（前年同数）、林業が36人（同2人増加）、鉱業が9人（同1人増加）、その他の業種が1,128人（同93人増加）となっている。

死亡労働災害13人を産業別にみると、建設業が4人（同4人減少）、製造業が2人（同1人減少）、運輸業が1人（同1人減少）、農業・畜産業・水産業が2人（同2人増加）、その他の業種が4人（同3人減少）となっている。

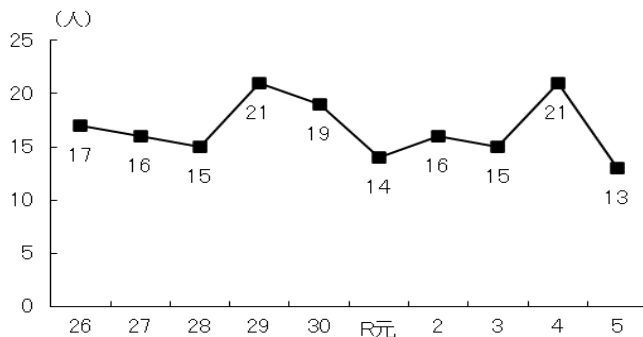
また、労働災害による死傷者2,266人を事故の型別にみると、「転倒」29.1%、「墜落・転落」15.0%、「動作の反動・無理な動作」14.9%、「はさまれ・巻き込まれ」が10.3%となっている。

1) 労働災害による死傷者数の推移（長野県・平成26～令和5年）



※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。なお、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを含めた令和5年の合計数は3,152人、令和4年は5,129人、令和3年は2,338人。

2) 労働災害による死亡者数の推移（長野県 平成26～令和5年）

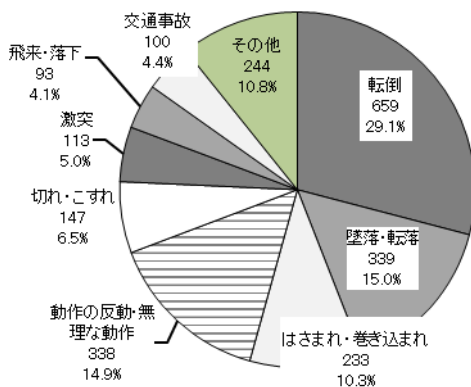


3) 産業別労働災害による死亡者数の推移（長野県・平成26～令和5年）

(人)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
製造業	1	3	4	3	4	3	4	1	3	2
鉱業	1									
建設業	10	3	5	5	3	4	2	7	8	4
運輸業	3	3	1	5	4	1	2	4	2	1
林業	1		1	1	1	1	1		1	
農業等										2
その他	1	7	4	7	7	5	7	3	7	4
計	17	16	15	21	19	14	16	15	21	13

4) 事故の型別労働災害による死傷者数（長野県・令和5年）



資料：「令和5年労働災害発生状況」 長野労働局

2 労働安全衛生

(1) メンタルヘルス対策

厚生労働省の「令和5年労働安全衛生調査（実態調査）」によると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は全国で63.8%と前回（R04年調査63.4%）より0.4ポイント増加した。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる全国の事業所について、取組内容（複数回答）をみると、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）」が65.0%、「メンタルヘルス不調の労働者に対する必要な配慮の実施」が49.6%となっている。

全国の高年齢労働者に対する労働災害防止対策への取組状況については、60歳以上の高年齢労働者が従事している事業所の割合は77.7%となっており、このうち高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる事業所の割合は96.2%となっている。

「治療と仕事を両立できるような取組の状況」は、令和5年調査に該当項目なし

【用語の解説】

メンタルヘルス対策 事業所において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置

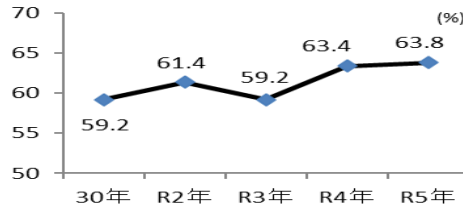
ストレスチェック 労働者のストレスについて、調査票などを用いて現在の状況を把握し、本人に気づきを与えるためのものである。また、その結果を職場環境の改善に活用するもの。

※労働安全衛生法の改正（平成27年12月1日施行）により、常時50人以上の労働者を使用する事業所ではストレスチェックの実施が事業者の義務となり、これ以外の事業所ではストレスチェックの実施が努力義務となっている。

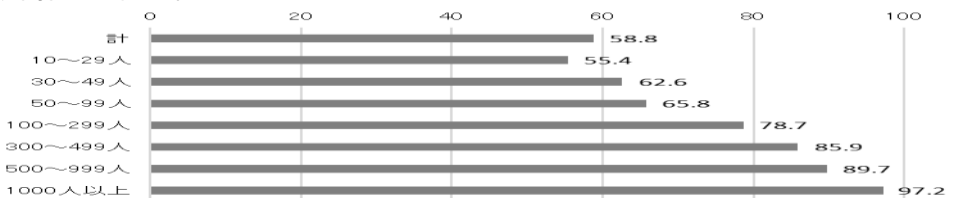
1) 事業所規模別メンタルヘルス対策取組事業所割合（全国・令和5年）



2) メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所割合の推移（全国・平成30～令和5年）



3) 事業所規模別治療と仕事を両立できるような取組を実施している事業所割合（全国・令和4年）



4) ストレスチェックの実施状況（全国・令和5年）

区分	(%)			
	ストレスチェックを実施した事業所	結果の分析を実施した	結果の分析を実施していない	不明
事業所計	[65.0] 100.0	69.2	29.5	1.3
事業所規模				
1,000以上	[99.9] 100.0	94.5	4.0	1.5
500～999人	[99.7] 100.0	92.3	7.2	0.5
300～499人	[97.7] 100.0	91.3	7.5	1.2
100～299人	[94.9] 100.0	79.4	19.3	1.3
50～99人	[85.2] 100.0	76.3	23.1	0.6
30～49人	[58.1] 100.0	69.1	30.1	0.8
10～29人	[58.6] 100.0	64.4	34.0	1.6

注：[]は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「ストレスチェック」を実施した事業所の割合

資料：「令和5年労働安全衛生調査（実態調査）の結果」厚生労働省

(2) ハラスメント対策

県労働雇用課が実施した「令和6年雇用環境等実態調査」によると、ハラスメント対策に「取り組んでいる」割合は75.1%となっている。

ハラスメント対策として取り組んでいる内容は、「規則等に対応方針を定めている」が58.7%で最も高く、次いで「相談窓口を設置している」51.9%、「ミーティング等で周知を図っている」45.5%となっている。

過去3年間に職場でセクシュアルハラスメントを受けたことが「有る」割合は7.6%となっている。男女別でみると、男性は6.2%、女性は8.6%となっている。

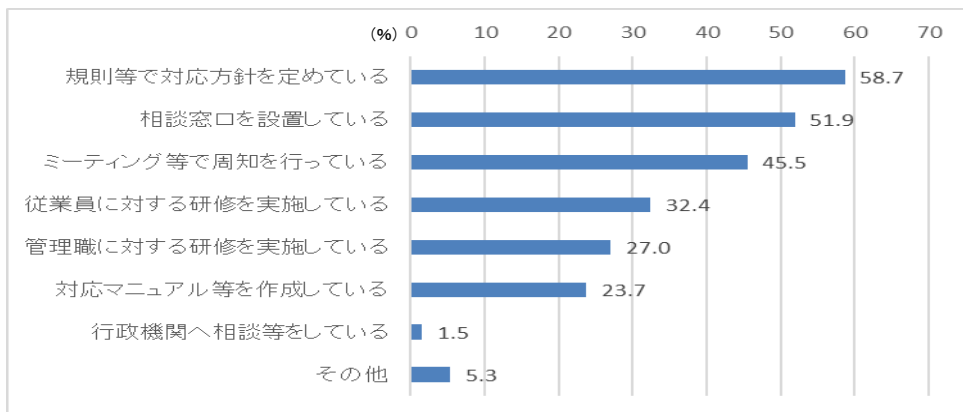
(3) 悪質クレーム対策

県労働雇用課が実施した「令和6年雇用環境等実態調査」によると、悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策に「取り組んでいる」割合は36.9%となっている。

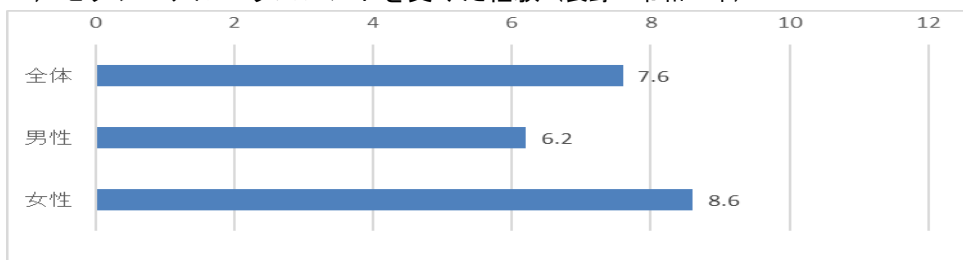
過去3年間に、自分自身や同僚が、顧客等から悪質なクレームを「受けたことがある」割合は26.6%となっている。

悪質なクレームが「増加していると感じる」割合は38.3%となっている。企業規模別にみると、企業規模が大きくなるほど、「増加していると感じる」割合が高くなる傾向となっている。

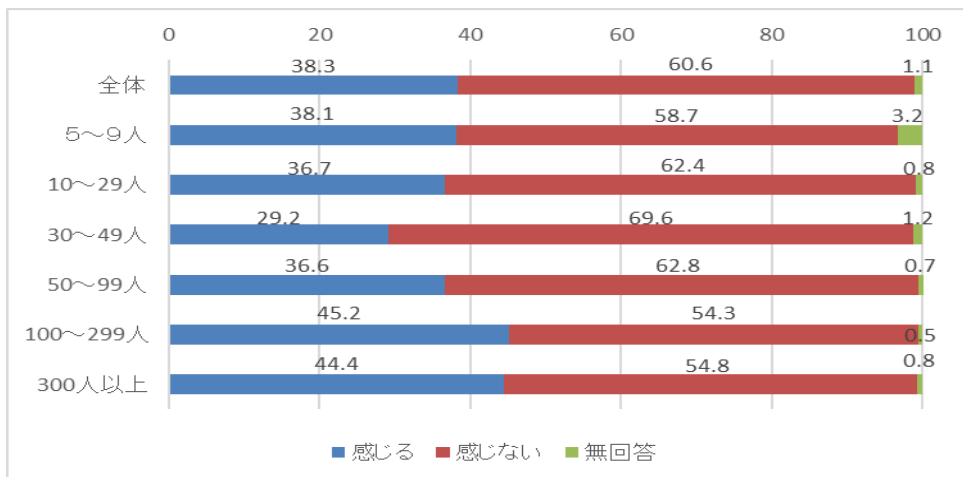
1) ハラスメント対策の取組状況（長野・令和6年）



2) セクシュアルハラスメントを受けた経験（長野・令和6年）



3) 悪質クレームが増加していると感じるか（長野・令和6年）



資料：「令和6年長野県雇用環境等実態調査」長野県労働雇用課

Ⅶ 労働組合・労働争議

1 県内の組織労働者数

厚生労働省が我が国の全ての労働組合を対象として、労働組合数、加盟組織系統等の状況を明らかにすることを目的として、毎年6月30日現在で実施している「労働組合基礎調査」によると、令和6年の県内の労働組合数は1,298組合（前年比17組合減少）、労働組合員数は169,652人（同2,026人増加）、推定組織率（雇用者に占める労働組合員数の割合）は18.3%（同0.3ポイント低下）となっている。

適用法規別の労働組合員数は、労働組合法が136,557人（全体の80.5%）、地方公務員法が31,772人（同18.7%）、国家公務員法が869人（同0.5%）、地方公営企業等の労働関係に関する法律が454人（同0.3%）、行政執行法人の労働関係に関する法律が0人となっている。

労働組合法適用労働組合員数を産業別にみると、「製造業」が最も多く60,746人、次いで「建設業」の18,880人、「医療、福祉」の17,098人となっている。

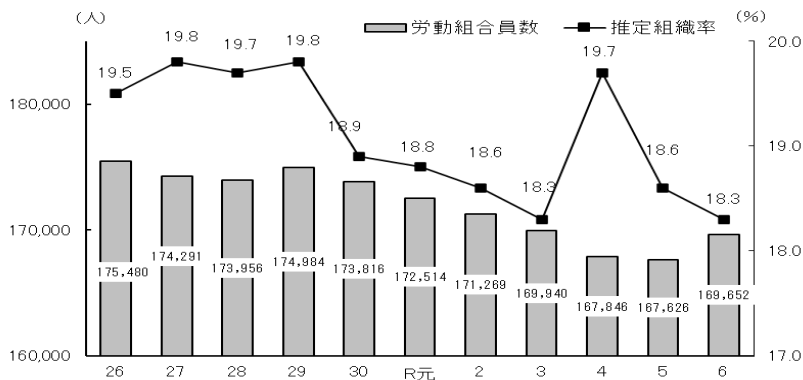
主要労働団体の労働組合員数は、日本労働組合総連合会長野県連合会（連合長野）が102,250人（前年比712人減少）、長野県労働組合連合会（県労連）が21,487人（同170人減少）となっている。

なお、全国の単一労働組合の労働組合数は22,513組合（前年比276組合減少）、労働組合員数は991万2千人（同2万5千人減少）となった。全国の推定組織率は16.1%（同0.2ポイント低下）となっている。

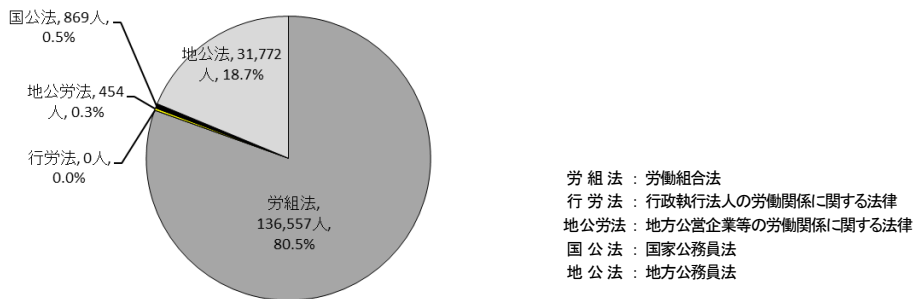
【用語の解説】

推定組織率 長野県が算出する推定組織率は「経済センサス - 基礎調査」における雇用者数に「毎月勤労統計調査地方調査」の増減率により補正したものから、警察・消防などの職員を除いた組合結成可能な雇用者数に占める労働組合員数の割合。

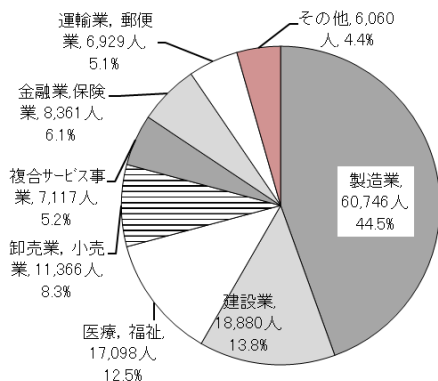
1) 労働組合同員数及び推定組織率の推移（長野県・平成26～令和6年）



2) 適用法規別労働組合同員数の割合（長野県・令和6年）



3) 産業別労働組合同員数の割合〈労働組合法適用労働組合〉（長野県・令和6年）



資料：「令和6年労働組合基礎調査」長野県労働雇用課

2 争議行為の状況

厚生労働省の「令和5年労働争議統計調査」によると、「総争議」の件数は292件、総参加人員は101,253人となっており、前年に比べ、件数は22件(8.1%)の増加、総参加人員は47,734人(89.2%)の増加となった。「総争議」の件数は長期的には減少傾向で推移してきたが、令和元年以降は横這い圏内で推移している。

このうち、「争議行為を伴う争議」の件数は75件、行為参加人員は8,414人となっており、前年に比べ、件数は10件(15.4%)の増加、行為参加人員は1,967人(30.5%)の増加となった。

「争議行為を伴う争議」を行為形態別にみると、「半日以上の同盟罷業」の件数は39件、行為参加人員は2,157人、労働損失日数は3,652日となっており、前年に比べ、件数は6件(18.2%)増加し、行為参加人員は1,413人(189.9%)の増加、労働損失日数は1,863日(104.1%)の増加となった。「半日未満の同盟罷業」の件数は52件、行為参加人員は6,583人となっており、前年に比べ、件数が4件(8.3%)の増加、行為参加人員は711人(12.1%)の増加となった。

県内の労働争議の新規発生件数は11件(前年比2件増加)、総参加人員は2,379人(同1,100人増加)となっている。また、争議行為を伴う争議の発生件数は9件(前年比3件増加)、行為参加人員は283人(同156人増加)となっている。

【用語の解説】

総争議 争議行為を伴う争議と争議行為を伴わないが解決のために労働委員会等第三者が関与した争議との合計をいう。

争議行為 労働関係の当事者がその主張を貫徹することを目的として行う行為及びこれに対抗する行為であって、業務の正常な運営を阻害する行為(半日以上の上同盟罷業、作業所閉鎖、半日未満の上同盟罷業、怠業、業務管理等)をいう。

1) 労働争議の種類別件数及び参加人員の推移（全国・平成29～令和5年）

年	総 争 議		争議行為を伴う争議			争議行為を伴わない争議	
	件 数	総参加人員	件 数	総参加人員	行為参加人員	件 数	総参加人員
平成29	358	132,257	68	72,637	17,612	290	59,620
30	320	103,342	58	51,038	10,059	262	52,304
令和元	268	105,340	49	57,345	17,763	219	47,995
2	303	57,426	57	32,436	6,013	246	24,990
3	297	60,389	55	38,540	7,858	242	21,849
4	270	53,519	65	37,881	6,447	205	15,638
5	292	101,253	75	80,300	8,414	217	20,953

※労働争議の件数は、原則として単独争議を1件として取扱うが、連合争議も1件として取扱う。

2) 争議行為を伴う争議の行為形態別件数、行為参加人員及び労働損失日数の推移（全国・平成29～令和5年）

年	半日以上同盟罷業			半日未満の同盟罷業		怠業		その他	
	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
平成29	38	7,953	14,741	46	9,917	—	—	—	—
30	26	955	1,477	42	9,260	3	61	1	27
令和元	27	5,345	11,002	33	11,609	1	1,080	1	27
2	35	806	1,817	34	5,324	—	—	—	—
3	32	722	1,388	36	7,267	—	—	—	—
4	33	744	1,789	48	5,872	—	—	—	—
5	39	2,157	3,652	52	6,583	—	—	—	—

3) 労働争議発生件数（長野県・平成29～令和5年）

年	総 争 議		争議行為を伴う争議		争 議 形 態						
					半日以上の同盟罷業			半日未満の同盟罷業		その他	
	件 数	総参加人員	件 数	行為参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
平成29 30 令和元 2 3 4 5	件	人	件	人	件	人	日	件	人	件	人
	23	6,858	21	1,459	2	91	91	20	1,368	－	－
	18	3,135	16	1,135	1	1	1	16	1,134	－	－
	11	3,130	10	787	1	1	1	9	783	－	－
	14	2,478	10	336	3	26	1	9	321	－	－
	11	1,765	8	296	3	35	1	6	261	－	－
	9	1,279	6	127	2	19	1	5	108	－	－
5	11	2,379	9	283	7	198	198	4	85	－	－

資料：「令和5年労働争議統計調査」厚生労働省、長野県労働雇用課

Ⅷ 多様な働き方・女性の活躍

1 多様な働き方

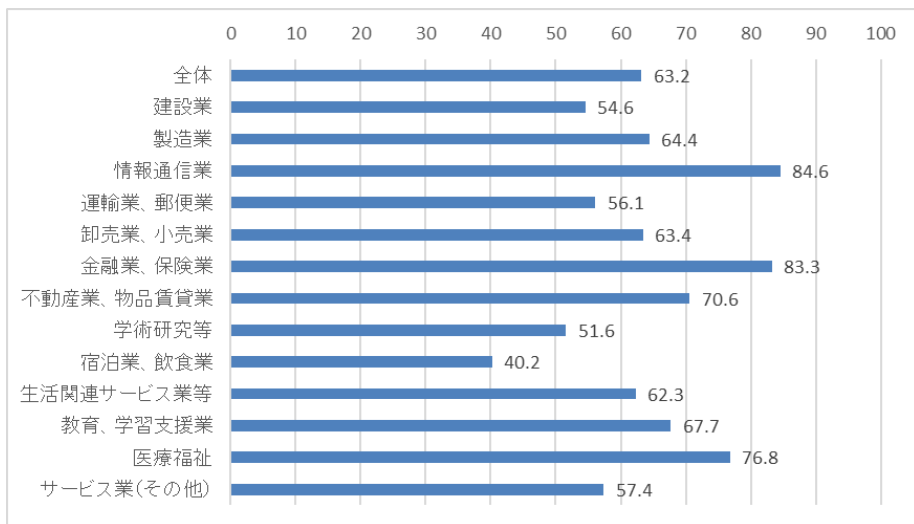
県労働雇用課が実施した「令和6年長野県雇用環境等実態調査」の事業所調査によると、いずれかの多様な働き方を「導入している」事業所は63.2%となっている。産業別にみると、「情報通信業」の84.6%が最も高く、「宿泊業、飲食業」の40.2%が最も低い。

導入している多様な働き方は、「半日や時間単位の有給」が82.5%で最も高く、「始業・終業時刻の繰上げ・繰り下げ」36.2%、「短時間正社員制度」24.0%、「再雇用制度」21.7%となっている。

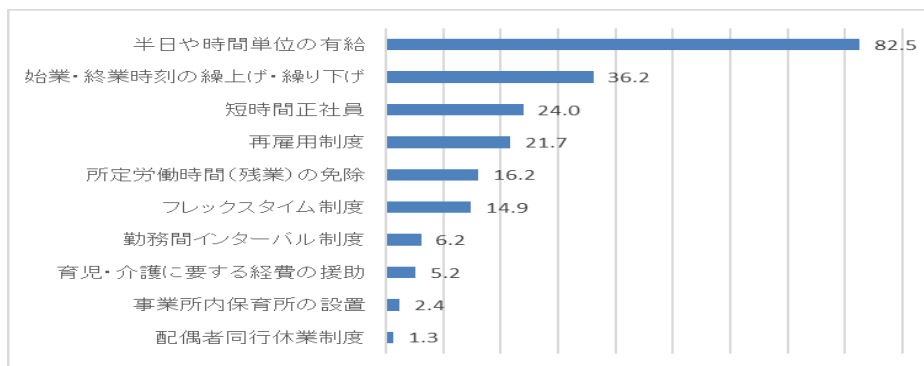
また、テレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイル勤務）について、いずれかを「導入している」事業所は16.4%となっている。産業別にみると、「情報通信業」の53.8%が最も高く、「宿泊業、飲食業」の5.6%が最も低い。

テレワークを導入しない理由は、「適した職種がないから」が77.4%で最も高く、「特に必要性を感じないから」29.6%となっている。

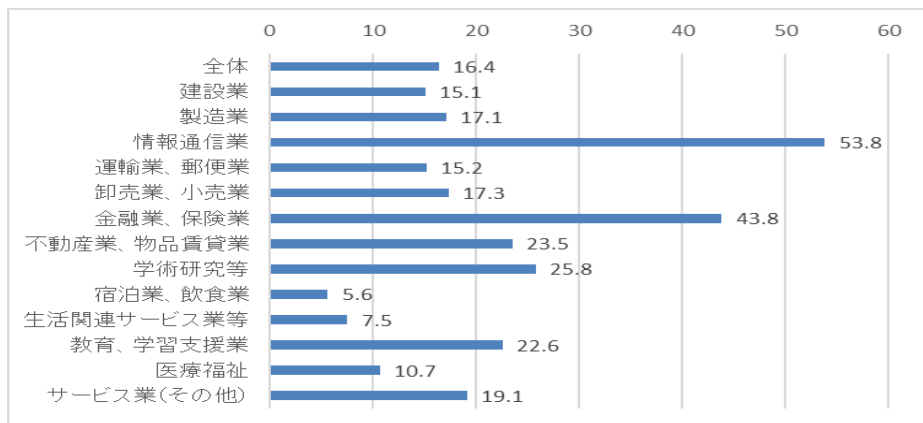
1)「多様な働き方」の導入状況



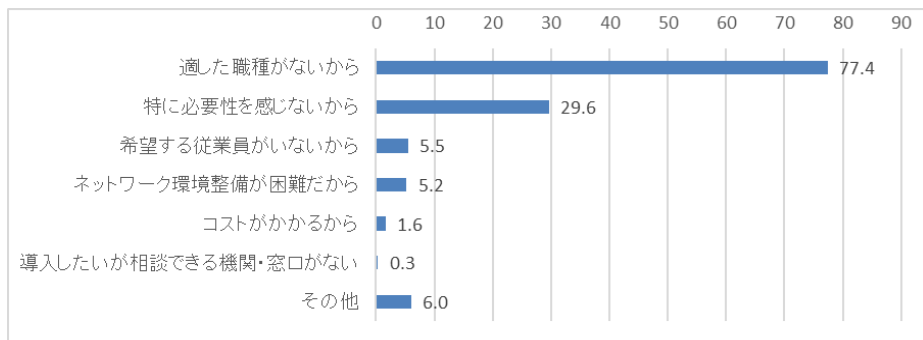
2)導入している働き方(複数回答)



3)「テレワーク(在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイル勤務)」の導入状況



4)「テレワーク」を導入しない理由(複数回答)



資料：「令和6年長野県雇用環境等実態調査」長野県労働雇用課

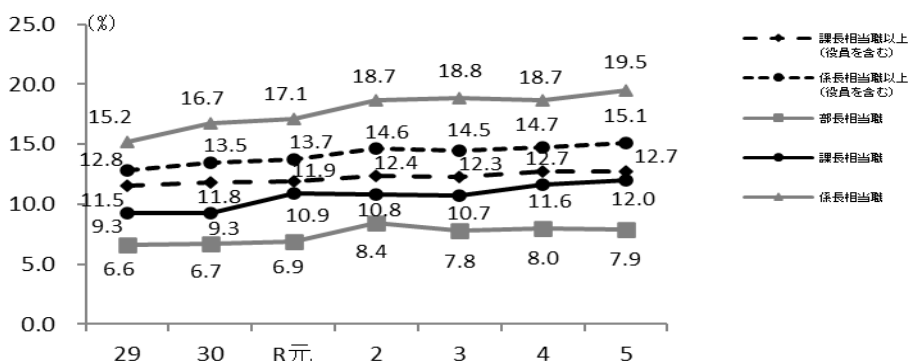
2 女性の活躍推進

(1) 管理職に占める女性の割合

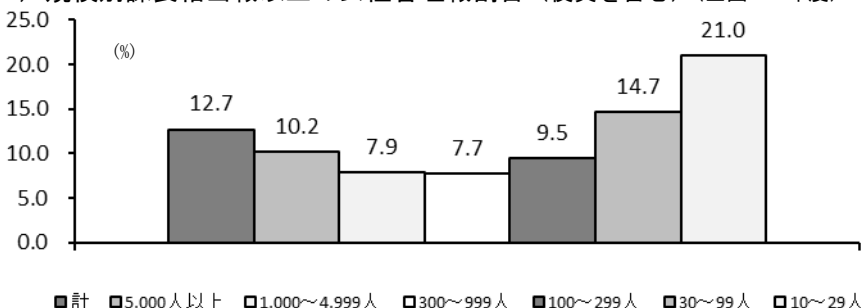
厚生労働省の「令和5年度雇用均等基本調査」によると、管理職に占める女性の割合（以下、「女性管理職割合」という。）は、課長相当職以上が12.7%（令和4年度12.7%）で、前回調査と同率、係長相当職以上が15.1%（同14.7%）で、前回調査に比べ0.4ポイント上昇した。これを、役職別にみると、部長相当職では7.9%（同8.0%）、課長相当職では12.0%（同11.6%）、係長相当職では19.5%（同18.7%）となっている。

課長相当職以上の女性管理職割合を企業規模別にみると10～29人規模が最も高くなっている。

1) 役職別女性管理職割合の推移（全国・H29～令和5年度）（企業規模10人以上）



2) 規模別課長相当職以上の女性管理職割合（役員を含む）（全国・R5年度）



資料：「令和5年度雇用均等基本調査」厚生労働省

(2) 職場での男女差

県労働雇用課で実施した「令和6年長野県雇用環境等実態調査」によると、職場での男女差があると「感じる」割合は30.2%となっている。

企業規模別でみると、30～49人、300人以上では「感じる」の割合が4割以上となっている。

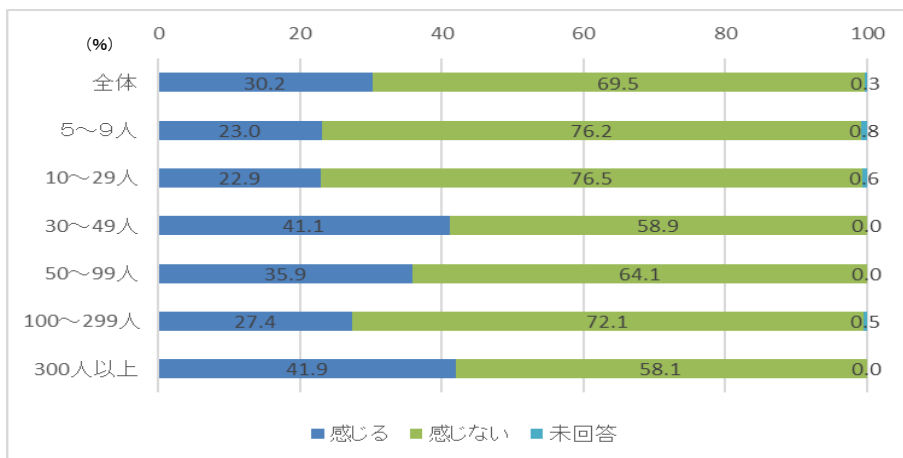
男女差を感じる内容は、「女性の昇任や昇格が男性よりも遅いこと」が37.6%で最も高く、次いで「女性の賃金や手当が同一職種・勤続年数の男性より低いこと」35.8%、「女性の仕事の内容が補助的なものに偏っていること」30.1%、「女性は仕事以外の雑務をさせられていること」30.1%となっている。

令和3年調査と比較すると、「女性の昇任や昇格が男性よりも遅いこと」が5.1ポイント低下している一方で、「女性の賃金や手当が同一職種・勤続年数の男性より低いこと」が1.6ポイント上昇している。

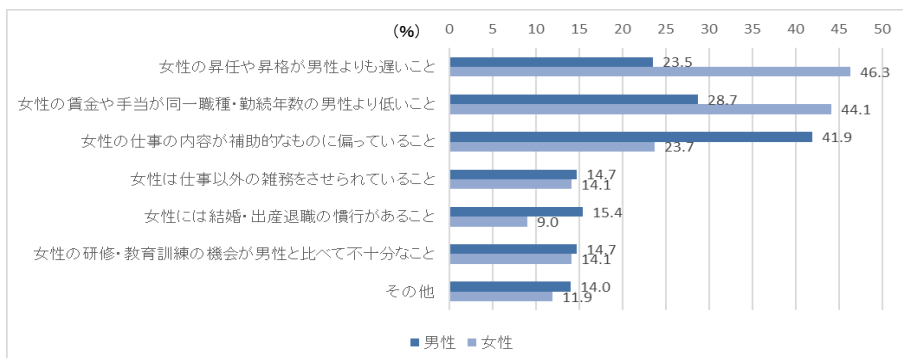
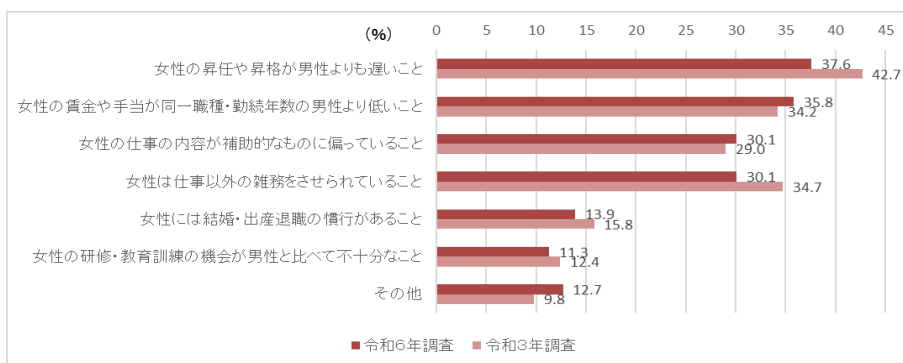
男女別でみると、男性は「女性の仕事の内容が補助的なものに偏っていること」の41.9%が最も高く、次いで「女性の賃金や手当が同一職種・勤続年数の男性より低いこと」28.7%となっている。

一方、女性は「女性の昇任や昇格が男性よりも遅いこと」の46.3%が最も高く、次いで「女性の賃金や手当が同一職種・勤続年数の男性より低いこと」44.1%となっている。

3) 職場での男女差の有無（長野・令和6年度）



4) 男女差を感じる内容（長野・令和6年）



資料：「令和6年長野県雇用環境等実態調査」長野県労働雇用課